

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 平成25年度施政執行方針と提出案件要旨説明及び平成25年度教育行政執行方針
- 日程第 4 議案第 1 号 遠軽町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 5 議案第 2 号 遠軽町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 6 議案第 3 号 遠軽町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 7 議案第 4 号 遠軽町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第 8 議案第 10 号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について
- 日程第 9 議案第 5 号 遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 6 号 遠軽町一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 7 号 遠軽町商工業振興条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 8 号 遠軽町道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 9 号 遠軽町公共下水道受益者負担金条例及び遠軽町公共下水道遠軽処理区受益者分担金条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 11 号 平成24年度遠軽町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第 15 議案第 12 号 平成24年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 16 議案第 13 号 平成24年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 17 議案第 14 号 平成24年度遠軽町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 18 議案第 15 号 平成24年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 19 議案第 16 号 平成25年度遠軽町一般会計予算
- 日程第 20 議案第 17 号 平成25年度遠軽町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 21 議案第 18 号 平成25年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 22 議案第 19 号 平成25年度遠軽町介護保険特別会計予算

- 日程第 2 3 議案第 2 0 号 平成 2 5 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算
- 日程第 2 4 議案第 2 1 号 平成 2 5 年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計予算
- 日程第 2 5 議案第 2 2 号 平成 2 5 年度遠軽町水道事業会計予算
- 日程第 2 6 議案第 2 3 号 平成 2 5 年度遠軽町下水道事業会計予算
- 日程第 2 7 一般質問
- 日程第 2 8 議案第 2 4 号 平成 2 4 年度遠軽町一般会計補正予算（第 1 0 号）
- 日程第 2 9 議案第 1 号 遠軽町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について
（付託案件）
（民生常任委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 3 0 議案第 2 号 遠軽町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
（付託案件）
（民生常任委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 3 1 議案第 3 号 遠軽町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
（付託案件）
（民生常任委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 3 2 議案第 4 号 遠軽町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
（付託案件）
（民生常任委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 3 3 議案第 1 0 号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について
（付託案件）
（民生常任委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 3 4 議案第 7 号 遠軽町商工業振興条例の一部改正について
（付託案件）
（経済常任委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 3 5 議案第 1 6 号 平成 2 5 年度遠軽町一般会計予算
（付託案件）
（予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 3 6 議案第 1 7 号 平成 2 5 年度遠軽町国民健康保険特別会計予算
（付託案件）
（予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 3 7 議案第 1 8 号 平成 2 5 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算
（付託案件）
（予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 3 8 議案第 1 9 号 平成 2 5 年度遠軽町介護保険特別会計予算
（付託案件）
（予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 3 9 議案第 2 0 号 平成 2 5 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算
（付託案件）
（予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 4 0 議案第 2 1 号 平成 2 5 年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計予算

- (付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第41 議案第22号 平成25年度遠軽町水道事業会計予算
- (付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第42 議案第23号 平成25年度遠軽町下水道事業会計予算
- (付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第43 意見案第1号 T P P 交渉参加断固阻止に関する意見書
- 日程第44 意見案第2号 自治体財政の確保と地方分権の確立を求める意見書
- 日程第45 議会改革・活性化等調査特別委員会調査報告
- 日程第46 議員派遣について
-

平成25年第2回

遠軽町議会定例会会議録（第1号）

平成25年3月11（月）午前10時00分開会

◎本日の会議に付議した事件

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 平成25年度施政執行方針と提出案件要旨説明及び平成25年度教育行政執行方針 |
| 日程第 4 | 議案第 1号 | 遠軽町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 2号 | 遠軽町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 3号 | 遠軽町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 4号 | 遠軽町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第10号 | 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について |
| 日程第 9 | 議案第 5号 | 遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第 6号 | 遠軽町一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第 7号 | 遠軽町商工業振興条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第 8号 | 遠軽町道路占用料徴収条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第 9号 | 遠軽町公共下水道受益者負担金条例及び遠軽町公共下水道遠軽処理区受益者分担金条例の一部改正について |
| 日程第14 | 議案第11号 | 平成24年度遠軽町一般会計補正予算（第9号） |
| 日程第15 | 議案第12号 | 平成24年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第3号） |

《平成25年3月11日》

- 日程第16 議案第13号 平成24年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算
(第1号)
- 日程第17 議案第14号 平成24年度遠軽町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第15号 平成24年度遠軽町下水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第16号 平成25年度遠軽町一般会計予算
- 日程第20 議案第17号 平成25年度遠軽町国民健康保険特別会計予算
- 日程第21 議案第18号 平成25年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第22 議案第19号 平成25年度遠軽町介護保険特別会計予算
- 日程第23 議案第20号 平成25年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算
- 日程第24 議案第21号 平成25年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計予算
- 日程第25 議案第22号 平成25年度遠軽町水道事業会計予算
- 日程第26 議案第23号 平成25年度遠軽町下水道事業会計予算

◎出席議員(18名)

議長	18番	前田篤秀君	17番	浅水輝彦君
	1番	石田通行君	2番	今村則康君
	3番	清野嘉之君	4番	林照雄君
	5番	黒坂貴行君	6番	松田良一君
	7番	岩上孝義君	8番	山田和夫君
	9番	岩澤武征君	10番	杉本信一君
	11番	山谷敬二君	12番	高橋眞千子君
	13番	荒井範明君	14番	阿部君枝君
	15番	奥田稔君	16番	高橋義詔君

◎欠席議員(0名)

◎列席者

町長	佐々木修一君	教育委員会 委員長	富永史朗君
代表監査委員	村瀬光明君	農業委員会 委員長	石丸政雄君

◎説明員

副町長	広井澄夫君	総務部長	高橋義久君
民生部長	村本秀敏君	経済部長	高嶋朝雄君
経済部技監	松井雅弘君	総務部参与	佐藤優君
民生部参与	石川弘美君	総務課長	寒河江陽一君

《平成25年3月11日》

情報管財課長	岩山靖彦君	企画課長	加藤俊之君
財政課長	太田守君	保健福祉課長	松橋行雄君
住民生活課長	渡辺喜代則君	税務課長	鈴木光男君
農政林務課長	安藤清貴君	商工観光課長	大河原忠宏君
建設課長	中川原英明君	建設課参事	山本善宏君
水道課長	岸野博美君	水道課参事	久保英之君
会計管理者	小野寺健君	生田原総合支所長	岡村宏君
丸瀬布総合支所長	工藤敏広君	丸瀬布総合支所産業課主幹	増田真一君
白滝総合支所長	池田博利君	教育長	河原英男君
教育部長	橋本健一君	教育部次長	藤江敏博君
社会教育課長	中村哲男君	社会教育課参事	大貫雅英君
図書館長	佐川哲史君	総務課参事	藤本陽一君
監査委員事務局長	舟木淳次君	農業委員会事務局長	安江陽一郎君
選挙管理委員会事務局長	舟木淳次君		

◎議会議務局職員出席者

事務局長	伯谷正明君	庶務・議事担当主任	小玉美紀子君
事務局主幹	河本伸二君	庶務・議事担当主任	梶田淳一君

◎開会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日をもって招集されました平成25年第2回遠軽町議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） 直ちに、本日の会議を開きます。

◎諸般報告

○議長（前田篤秀君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（伯谷正明君） 御報告をいたします。

ただいまの出席議員は、18人であります。

本日の列席者は、佐々木町長、富永教育委員長、村瀬代表監査委員、石丸農業委員会会長であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の平成24年度例月出納検査の結果、議長の執務、閉会中における各委員会の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、説明員等につきましては、案件により参事、主幹及び総合支所の課長等が入ることもありますので、御了承願います。

次に、本定例会の日程は、第27までとなっております。

なお、追加議案等が予定されておりますので、あらかじめ御連絡を申し上げておきます。

以上で報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、清野議員、杉本議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（前田篤秀君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

杉本議会運営委員長。

○10番（杉本信一君） ー登壇ー

御報告いたします。

本日をもって招集されました平成25年第2回遠軽町議会定例会の会期につきましては、3月6日午後2時より議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日から3月18日までの8日間と決定いたしました。

なお、3月14日から15日及び16日から17日までの4日間は、予算審査及び休日のため休会といたします。

追加議案、意見書等につきましては、それぞれ調整の上、3月14日午後5時までに事務局へ提出されますようお願いいたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田篤秀君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から3月18日までの8日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月18日までの8日間と決定いたしました。

◎日程第3 平成25年度施政執行方針と提出案件要旨説明 及び平成25年度教育行政執行方針

○議長（前田篤秀君） 日程第3 平成25年度施政執行方針と提出案件要旨説明及び平成25年度教育行政執行方針を行います。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

平成25年第2回遠軽町議会定例会の開会に当たり、議員の皆様には、大変お忙しい中御参集いただき、厚くお礼を申し上げます。

初めに、平成25年第1回遠軽町議会臨時会以降における行政について御報告をいたします。

まず、自衛隊関係についてであります。現在国では、自由民主党が政権公約に掲げる防衛計画の大綱の見直しに向け、検討を行っているところです。

国は、南西地域における自衛隊の態勢充実を掲げており、北海道の自衛隊を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。

このため、道内全自治体が加盟する北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会は、急遽1月11日に、防衛大臣、国会議員及び関係機関に対し、防衛計画の大綱の見直しに当たり、自衛隊の定員と実員の乖離をなくし、北海道の充足を高めるほか、北海道の自衛隊体制維持・拡充に向けた緊急要望を実施し、私も参加してまいりました。

また、2月13日には、道北地域の自衛隊体制維持・拡充に向け、第2師団管内市町村による要望に参加するとともに、2月18、19日には、遠軽駐屯地の存置並びに部隊増強に向け、陸上自衛隊遠軽駐屯地存置期成会に加え、遠軽駐屯地隊区内市町村長等の参加

《平成25年3月11日》

協力も得て、要望活動を行ってまいりました。

今後も引き続き情報収集に努めるとともに、関係機関等と連絡を図り、存置活動を行ってまいります。

次に、2月24日には、湧別町と連携して実施しております第28回湧別原野オホーツク100キロメートルクロスカントリースキー大会が、好天のもと開催されたところです。

本大会は、一昨年から関係者の御協力により、白滝天狗平からスタートする国内最長のクロスカントリースキー大会が復活したところです。

大会当日は、85キロメートルコースに537名、100キロメートル駅伝コースでは、16チームの選手が元気に疾走されたところです。

また、本大会からインターネットによる参加申し込みを開始し、その効果もありまして、85キロメートルコースは、昨年より83名の参加者増となりました。

本大会運営のため、早朝から御協力いただきました大会関係者の皆様を初め、御支援いただきました各地域の地権者並びにボランティアの皆様へ心からお礼を申し上げます。

次に、平成25年度予算を初め、関連する議案を御審議いただくに当たり、町政執行に対する基本的な姿勢と考え方並びに施策の主なものについて申し上げます。

私が、町長という重責を担わせていただくことになりましてから4年目となり、任期の最終年を迎えました。この間、町民並びに町議会の皆様には、さまざまな形で御理解と御協力を賜り、心から感謝を申し上げます。

私は、元気・愛情・未来・協働・自衛隊というまちづくりには欠かせない五つのキーワードを公約として町政を執行してまいりました。

就任以来、公営住宅の建設を初め、特別養護老人ホーム建設への支援、白滝ジオパーク交流センター、埋蔵文化財センターの建設、エネルギー対策、道路、下水道などの社会資本の整備に取り組むとともに、一方で財政健全化に全力で取り組んでまいりました。

さらに、プレミアム建設券発行事業、中学生までの医療費助成、地域医療体制の充実など、地域の活性化に努めてまいりました。

特に、合併特例債の発行期限延長については、本町が中心となり、道内22合併市町と国及び関係機関に要望活動を進めた結果、5年間の延長を実現したところであり、財政運営に大きなメリットをもたらすことができました。

この有利な制度を活用し、住民生活には欠かせないごみの最終処分に係る施設につきましても、今年度から新たな施設建設に着手することとなりました。

また、公約である文化センターの建設並びに老朽化した福祉センターの建てかえ等の是非については、財政状況を勘案し、任期中に方針を決定してまいります。

さて、国においては、昨年の衆議院議員選挙により政権が交代し、日本経済再生に向けた取り組みを推進するため、平成25年度を、いわゆる15カ月予算の考え方で、平成24年度補正予算と合わせ、切れ目ない経済対策を積極的に実施することとされています。

《平成25年3月11日》

この経済対策では、地方の資金調達に配慮し、経済対策の迅速かつ円滑な実施を図るため、今回限りの特別措置として、平成24年度補正予算において、「地域の元気臨時交付金（地域経済活性化・雇用創出臨時交付金）」が創設されました。

この制度は、地方公共団体の追加公共事業（直轄及び補助）の地方負担額等をベースとして交付金が算定され、地方単独事業（建設地方債対象事業）に充当されるもので、これらを積極的に活用し、実施してまいります。

本町の平成25年度予算は、第1次遠軽町総合計画及び私の公約に掲げた五つの柱を基本施策として、直面する多くの課題に対応するため、平成24年度補正予算に加えて、地域の元気臨時交付金と一体となった公共事業の執行により、公共施設や学校の改修、社会福祉施設への支援など、「町民の暮らしに身近な投資」に力を入れ、町内経済の下支えと景気浮揚に向けて、町民の皆様の期待に応えられる任期の締めくくりの年として積極的な予算編成を行ったところであります。

次に、平成25年度に実施してまいります主な施策について、総合計画の六つの基本方針に基づいて申し上げます。

一つ目は、「豊かな自然環境と共生するまちづくり」です。

森林は、地球温暖化防止など、多面的機能を持つ貴重な財産であり、森林の健全な育成を図るため、造林、間伐及び除伐等の整備を行うとともに、森林所有者の負担軽減と地域林業の活性化を図るため、引き続き助成を行ってまいります。

新エネルギーについては、地域経済の活性化に大きな効果を上げている住宅用太陽光発電システム、ペレットストーブの設置助成を継続し、環境に配慮した新エネルギーの普及促進と地域振興を図ってまいります。

また、一昨年の災害により、休止しておりました白滝水力発電所につきましては、地域の要望を踏まえ、施設を存続する方向で検討を行ってまいりましたが、現在、民間事業者が施設を売却し、発電事業を継続する方向で協議を進めております。

道路については、町民の日常生活に不可欠な生活基盤であるとともに、産業経済を支える社会基盤施設として重要な役割を担っています。このため、道央・道北圏域とオホーツク圏域の交流促進、物流の効率化、観光の活性化に資する高規格道路「旭川紋別自動車道」及び地域高規格道路「遠軽北見道路」の整備促進について、引き続き関係機関に要請してまいります。

道道の整備については、平成18年度から事業が進められている野上通の事業実施が予定されています。

平成17年から事業が進められている遠軽雄武線の改良事業は、道道社名淵瀬戸瀬停車場線（見晴公民館地先）までの延長約2.4キロメートルの区間について、平成25年度に完成が予定されています。

道河川の整備については、生田原川の河川改修工事で、生田原水穂44号地先からニイタップ川合流地先までの延長約2キロメートルの整備が予定され、サナブチ川は見晴地区

「鏡の沢川」地先から社名淵地区に向かって約1キロメートルの河川改修工事及び阿部橋架替の調査設計が予定されています。

町道は、生活の安全性や居住環境の整備に向けて、緊急度を考慮し、3・6・9岩見通道路改良工事の着手、向遠軽開拓道路、学田1丁目1条通等の改良、舗装工事を実施してまいります。

また、町道の維持管理の充実に努めるとともに、冬期間の適正な管理を行うため、老朽化が進む除雪車両の計画的な更新が必要であり、今年度は除雪トラックを購入し、除排雪の充実に取り組んでまいります。

公共交通の充実については、地域住民の生活を支えるために、利用者のニーズに配慮した町営バスの運行に努めるとともに、不採算路線となっている民間バスについては、民間事業者に対する運行補助を引き続き行い、公共交通の確保に努めてまいります。

二つ目は、「安全・安心で住みごこちの良いまちづくり」です。

公営住宅については、遠軽町公営住宅ストック総合活用計画に基づき、やまなみ団地地域優良賃貸住宅の建設に着手してまいります。

上水道については、生田原地区の水源を河川水から地下水に変更し、施設整備に向けた実施設計を行うとともに、安国地区についても地下水源調査を行ってまいります。

また、清川浄水場の無停電電源装置蓄電池更新工事を行い、緊急時のライフラインの確保に努めてまいります。

下水道については、遠軽下水処理センターに自家発電設備を新設し、緊急時に備えるとともに、未整備地区の解消を図るため、管渠工事を進めてまいります。

また、学田地区の雨水計画を変更するため、認可変更業務を行ってまいります。

防災については、本日、東日本大震災の発生から2年を迎えたところであり、本町といったしましても、職員の派遣等により復興支援を行ってきたところですが、被災地の1日も早い復興を心から願うところです。

本町においては、本年2回目となる総合防災訓練を行うとともに、地域防災計画の見直しや災害時における救援物資確保のため、非常用食料、非常用カーペット、避難所用石油、薪ストーブの備蓄を計画的に進めることにより、町民の防災意識の高揚と防災・災害体制の整備を図り、地域の防災力の強化に努めてまいります。

ごみ処理の充実については、清潔で快適なまちづくりのためには、ごみの適正処理対策が必要であり、遠軽地区広域組合による遠軽町清掃センターごみ焼却施設の更新に向けた調査設計、新たな焼却施設の運用に必要な水量を確保するための給水管布設工事等が予定されています。

また、旭野一般廃棄物最終処分場に、ごみ減量化の中間処理施設として圧縮梱包機を導入し、施設の延命化を図るとともに、住民、事業者等に減量化、再利用、再資源化を積極的に推進してまいります。

三つ目は、「元気な産業と活力あるまちづくり」です。

《平成25年3月11日》

農業の振興については、本町の基幹産業であり、後継者の確保を図るとともに、新たな担い手の育成、高収益作物の奨励に取り組んでまいりましたが、道内外の先進地での活性化事例を学び、地域の活性化に取り組む女性農業者団体の活動を支援し、本町における元気と活力ある新たな農業の可能性を追求してまいります。

また、枝豆、アスパラガス、ニンニクの栽培を行う農業者団体に対し、引き続き助成を行ってまいります。

酪農については、えんゆう農業協同組合が白滝地域で開始した乳牛育成通年預託試験事業に対する助成を行い、乳牛生産基盤の確立と酪農振興に努めるとともに、連動スタンション整備事業に対し、引き続き助成を行ってまいります。

商工業の振興については、依然として商工業を取り巻く環境は厳しい状況が続いており、町内の消費拡大や環境に努めるとともに、地元経済を支える中小企業に対して、遠軽町商工業振興条例及び遠軽町企業振興促進条例に基づき助成を行い、遠軽商工会議所及び遠軽商工会と連携し、産業の振興に努めてまいります。

また、町と協働して企業誘致等を推進する遠軽町ふるさとサポーター制度を創設し、災害が少ないという本町の地域性を広くPRするとともに、サポーターの人脈を生かし、官民一体となって企業誘致等に取り組み、地域経済の発展及び雇用機会の確保に努めてまいります。

観光の振興については、恵まれた自然、資源及び観光施設等を生かした観光振興が図られています。近年は、団体から個人へと観光スタイルが変化してきており、インターネットを活用した情報発信の重要性が増しているとともに、年間を通して開催されている地域イベント等に引き続き支援を行い、観光客の誘致に努めてまいります。

施設整備として、生田原コミュニティセンター「ノースキング」のボイラー、膨張タンク等の改修工事及び森林公園いこいの森キャンプ場A棟トイレ浄化槽設置工事を実施してまいります。

四つ目は、「健康で生きがいを大切に、互いにささえあうまちづくり」です。

保健対策の充実については、町民の皆様が健康で安心して暮らし、誰もが気軽に取り組んでもらえるように作成したウォーキングマップを活用した健康運動を推進するとともに、各種健診、健康相談等を実施し、健康づくりを推進してまいります。

生活習慣病については、医療費の増大や介護の重症化につながることから、特定健診の受診率向上に努めるとともに、保健指導により早期予防と重症化予防対策に努めてまいります。

また、インフルエンザ及び肺炎球菌ワクチン接種の全額または一部助成と、子宮頸がん、ヒブ及び小児肺炎球菌ワクチン接種に係る費用の全額を引き続き助成してまいります。

医療体制の整備については、住民が安心して暮らせるよう地域医療の充実が求められており、引き続き関係町村と連携を図り、要請を行ってまいります。

また、地域医療に欠かすことのできない丸瀬布厚生病院に引き続き支援を行うとともに、オホーツク管内の3次医療圏センター病院である北見赤十字病院の改築に対して、管内市町村で応分の負担をしております。

子育て支援については、安心して子供を産み育てられる環境が求められており、乳幼児検診及び相談、健康教育などの母子保健事業を実施するとともに、子育ての軽減を図るため、中学生までの医療費の助成を継続し、子育て支援の充実を図っております。

また、保育所については、子育て支援にはなくてはならない施設でありますので、常設保育所及びへき地保育所を維持し、保護者が安心できる保育環境の整備と児童が明るく健康やかに成長するための保育の充実を図り、子育て家庭を支えてまいります。

高齢者福祉の充実については、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせる環境整備が求められており、老朽化等から整備が検討されていた特別養護老人ホーム花の苑が、西町地区に新たに建設されることから、施設整備に対し助成を行っております。

五つ目は、「いきいきとした心を育み、文化の薫るまちづくり」です。

学校教育については、平成25年度から町内すべての小中学校で2学期制の実施が予定されており、児童・生徒を取り巻く教育環境が大きく変わりつつあります。このため、新学習指導要領に基づく「生きる力」の育成を理念とする、「知育・徳育・体育」を推進するため、教職員の資質、能力の向上に努め、信頼される学校づくりに努めてまいります。

施設については、今年度で南小学校が大規模改修を終えることから、遠軽中学校の改修に向け、調査設計を実施しております。

また、教職員住宅を新築するとともに、小中学校の改修工事等を行っております。

学校給食については、安全・安心な給食を提供するとともに、適正な管理運営を行っております。

社会教育については、生涯学習の振興、家庭教育の支援体制の確立並びに学校外における各種学習・体験活動の充実が求められていることから、さまざまな事業展開を初め、公民館や図書館、博物館等の活動に取り組んでまいります。

また、丸瀬布中央公民館屋上防水工事、遠軽町基幹集落センター暖房設備取りかえ工事等の施設整備を行うとともに、図書館システムの更新を行い、利用者の利便性の向上に努めてまいります。

社会体育については、町民の生涯スポーツへの意識の高揚を図るとともに、自主的・主体的に地域スポーツ活動に親しむことができるよう積極的に支援するとともに、環境整備に努めてまいります。

また、交流人口の拡大や地域の活性化につながる各種大会・合宿の誘致に、関係団体と連携・協力のもと、積極的に取り組んでまいります。

遠軽地域の社会体育施設については、平成24年度から指定管理者制度を導入し、休館日、開館時間の見直しやトレーニングルームの開設など、利用者の視点に立った管理運営が行われてきており、指定管理者の遠軽町体育協会と連携を図りながら町民サービスの向

上に努めてまいります。

また、平成26年に本町で開催される軟式野球「天皇杯北海道大会」に向け、えんがる球場のスコアボード等塗装改修工事、フェンス防護マット塗装工事等、施設の整備充実を図ってまいります。

文化財については、遠軽町埋蔵文化財センターを中心に、白滝ジオパーク交流センターと連携した各種事業の実施など、保存と普及に努めるとともに、教育や新たな観光資源として活用し、地域経済の活性化に努めてまいります。

六つ目は、「みんなで進める協働のまちづくり」です。

広報・広聴につきましては、町民の皆様の知りたい情報の把握に努め、多くの方が必要とする充実した内容を提供してまいります。

また、町政懇談会、地域審議会、移動町長室など、町民の皆様との対話の機会を一層充実させ、地域が抱えている課題等を共有し、住民と町の双方向による協働のまちづくりを進めてまいります。

行財政改革の推進については、普通交付税額の算定の特例適用期間が終了し、大幅に普通交付税が削減される平成33年度以降の財政状況を視野に入れ、第2次行政改革推進計画の取り組み方針に基づき、健全な財政基盤を確立してまいります。

自衛隊関係については、政権交代により、現在の防衛計画の大綱の見直しと、中期防衛力整備計画が廃止され、新たな防衛計画の大綱と中期防衛力整備計画が年内に策定されることになっています。

新たな防衛計画の大綱では、国の防衛政策が南西地域に重点が置かれることが予想され、北海道の自衛隊を取り巻く環境は大変厳しい状況にあり、本町のまちづくりに欠かせない陸上自衛隊遠軽駐屯地の存置に向け、関係団体等と連携を図り、積極的に取り組んでまいります。

以上、平成25年度の町政執行に対する所信と主な施策について申し上げます。

次に、平成25年度予算案について御説明申し上げます。

一般会計については、義務的経費は、人件費、公債費等の減により、対前年比0.2%の減、投資的経費は養護老人ホーム緑の園等建設事業補助金等の減により、対前年比5.5%の減となり、総額で対前年比0.8%減の135億2,600万円としたところです。

なお、平成24年度補正予算として計上する国の緊急経済対策による追加公共事業に係る6億6,575万3000円については、全額が繰越明許費となることから、実質的には対前年度比4.9%増の141億9,175万3000円となり、過去最大規模の予算編成となりました。

また、特別会計については、国民健康保険特別会計26億7,075万1,000円、後期高齢者医療特別会計2億8,679万2,000円、介護保険特別会計15億352万7,000円、個別排水処理事業特別会計649万8,000円、公共用地先行取得事業特別会計841万6,000円の5会計で44億7,598万4,000円、企業会計につい

では、水道事業会計7億4,987万8,000円、下水道事業会計16億8,284万9,000円としたところです。

これによりまして、一般会計、特別会計、企業会計を合わせた平成25年度予算は、対前年比0.5%増の204億3,471万1,000円としたところです。

次に、一般会計予算の概要について申し上げます。

歳入については、平成25年度地方財政計画に基づき、本町の実情を踏まえ、収入見込額を計上したところです。

町税については、法人町民税は引き続き経済不況に加え、平成25年3月期決算から税率が1.95%引き下げられることなどから、対前年比10%減を見込み、個人町民税につきましても、人口減少や景気低迷による納税義務者の減などから、対前年比1.2%減を見込む一方、固定資産税は家屋の新築分、宅地分譲による農地から宅地への地目変更により、対前年比0.7%増を見込み、たばこ税につきましても、平成25年4月から税率が14%に引き上げられるため、対前年比20.3%増を見込み、総額で対前年比0.8%増の19億9,157万6,000円を計上したところです。

地方交付税については、地方財政計画により、見込み計上したところです。

国庫支出金、道支出金は、各種補助事業などに対する可能な収入を見込み計上したところです。

町債については、地方債計画により、本年度計画しております投資的事業等の財源として、また、交付税の財源不足分に対処する臨時財政対策債を見込み計上したところです。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

総務費については、地域の元気臨時交付金事業として、中通排水整備工事、寿8号道路改良工事、教職員住宅新築工事、生田原小学校屋上防水工事等のほか、白滝・丸瀬布・遠軽地域の旧職員住宅・旧教職員住宅解体工事、住民基本台帳ネットワークシステム機器更新、町勢要覧発行、公共施設看板修正に要する経費等を計上したところです。

交通対策では、交通安全推進事業、町道東1線道路生活安全灯(LED灯)設置工事、町内生活交通路線の運行に係る民間バス事業者の支援、町営バスの運行に要する経費等を計上したところです。

自治振興では、交通安全・防犯・青少年の健全育成を柱とした安全安心まちづくり事業、自治会活動の支援に要する経費等を計上したところです。

民生費については、保健福祉総合センターや高齢者共同生活支援施設等福祉施設の運営を初め、社会福祉協議会の運営や老人クラブ等福祉団体の活動の支援、高齢者、障がい者、児童、乳幼児等への福祉施策、特別養護老人ホーム花の苑建設事業に対する補助、児童自立支援施設整備に対する補助、児童手当支給事業に要する経費等を計上したところです。

衛生費については、町民の健康づくりを積極的に推進するための活動費、妊婦健診事業、子育て支援事業、予防接種事業、地域医療対策として丸瀬布厚生病院損失負担金、北

見赤十字病院改築工事負担金、生田原診療所運営、広域組合が実施する遠軽町清掃センターの施設更新に向けた調査設計及び給水道管布設工事に要する負担金、旭野一般廃棄物最終処分場中間処理施設増築工事等に係る経費を計上したところです。

労働費については、季節労働者の生活安定を図るための経費等を計上したところです。

農林水産業費の農業振興では、農業担い手対策に要する経費、枝豆栽培等を行う農業者団体に補助する農作物栽培奨励事業、女性農業者団体活動推進事業、家畜防疫対策事業、酪農ヘルパー利用推進事業、乳牛育成通年預託試験事業、農業・畜産関連融資利子補給事業、農業資金貸付事業等に要する経費等を計上したところです。

また、道営草地整備事業で実施する白滝支湧別牧野の草地改良事業等の負担金、今年度で完了する生田原地区の畑地帯総合整備事業の負担金に係る経費、農業用排水路整備事業として維持管理経費等を計上したところです。

林業振興では、有害鳥獣駆除に要する経費、町有林整備事業、民有林振興対策事業、森林整備地域活動支援対策事業、丸瀬布平和山公園小規模治山事業に要する経費等を計上したところです。

商工費については、商工会議所及び商工会の運営を支援する経費、中小企業の振興を支援するための商工業融資利子補給事業及び企業振興促進助成事業、地域資源を活用した地場産業振興等に要する経費等を計上したところです。

消費対策では、消費者協会の運営を支援する経費等を計上したところです。

観光振興では、観光協会等が主催する各種イベントの推進及び地域イベントに対する補助経費等を計上したところです。

観光施設整備では、森林公園いこいの森キャンプ場A棟トイレ浄化槽建設工事等に要する経費を計上したところです。

土木費の道路関係では、向遠軽開拓道路道路改良工事、学田1丁目1条通道路改良舗装工事、北11丁目3号通道路改良舗装工事、西町2丁目10号通道路改良舗装工事、社名淵原野道路阿部橋架替工事負担金、西町跨線橋解体工事負担金、市街地40号JR推進工事負担金、清川瀬戸瀬間道路第1号橋長寿命化工事、除雪対策として、除雪トラック購入に要する経費等を計上したところです。

都市計画関係では、3・6・9岩見通道路改良工事に着手するほか、地籍整備事業に要する経費等を計上したところです。

公営住宅関係では、やまなみ団地地域優良賃貸住宅建設工事、ふくろ団地公営住宅新築工事に要する経費等を計上したところです。

消防費については、遠軽地区広域組合消防負担金として、災害出動に要する経費、消防車両整備事業に要する経費等を計上したところです。

防災関係では、総合防災訓練、災害備蓄品の購入に要する経費等を計上したところです。

教育費については、学校環境の整備、学校教育における諸活動、学校教育のための教材

教具の充実及び学校行事負担金、遠軽高等学校教育振興補助金等に要する経費等を計上したところです。

学校施設整備では、南小学校大規模改修工事、南中学校放送設備等更新工事、遠軽中学校改修工事調査設計業務委託に要する経費等を計上したところです。

学校給食関係では、瀬戸瀬小学校への給食配送に伴い、配送車の購入、車庫の設置に要する経費等を計上したところです。

社会教育関係では、生涯学習機会の充実、社会教育関係団体や人材の育成、遠軽町埋蔵文化財センター運営に要する経費等を計上したところです。

図書館関係では、図書館システム更新事業、図書館資料等の充実、読書の普及等図書館事業に要する経費等を計上したところです。

社会体育関係では、指定管理業務委託料、健康増進や体力づくりに要する経費、スポーツ団体等の支援に要する経費、えんがる球場の施設整備に要する経費等を計上したところです。

次に、特別会計について申し上げます。

国民健康保険特別会計については、町民の健康維持増進と地域医療確保に大きな役割を果たしており、安定的な運営のため、保険税の収納率の向上や特定健康診査・保健指導等により医療費の適正化を図っています。

歳入については、国民健康保険税、国・道負担金、前期高齢者交付金、共同事業交付金、一般会計からの繰入金等を計上し、歳出については、療養給付費、高額療養費、後期高齢者支援金、高額医療費共同事業拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金及び特定健康診査等に係る経費を計上したところです。

後期高齢者医療特別会計については、北海道後期高齢者医療広域連合により運営され、本町の対象者3,792人が加入しているものであり、歳入については、同広域連合が示す保険料、一般会計からの繰入金等を計上し、歳出については後期高齢者医療広域連合納付金及び事務経費を計上したところです。

介護保険特別会計については、歳入では保険料収入について、1号被保険者を7,000人と見込み、また、国・道負担金、支払基金交付金等を計上し、歳出については遠軽地区介護認定審査会に要する経費、保険給付費、地域支援事業費等を計上したところです。

個別排水処理事業特別会計については、丸瀬布及び白滝地域の公共下水道処理区域外の個別排水処理施設の整備を推進しており、歳入については使用料及び手数料等を計上し、歳出については浄化槽設置工事費及び維持管理経費等を計上したところです。

公共用地先行取得事業特別会計については、起債の償還費でありまして、一般会計からの繰入金を充当するものです。

次に、水道事業会計予算について申し上げます。

本年度の業務量は、給水戸数を9,564戸と予定し、収益的収入では水道料金等4億6,776万9,000円、収益的支出では施設の維持管理費、一般事務等の経費として4

億7,467万6,000円を予定したところです。

また、資本的収入では、工事負担金等844万9,000円、資本的支出では生田原地区簡易水道施設実施設計業務委託、安国地区簡易水道地下水源調査業務委託、清川浄水場無停電電源装置蓄電池更新工事、水道管布設替工事、水道メーター検漏取替経費及び企業債償還金等2億7,520万2,000円を計上したところです。

次に、下水道事業会計予算について申し上げます。

本年度の業務量は、排水戸数6,380戸と予定し、収益的収入では、下水道使用料等8億2,904万4,000円、収益的支出では、施設の維持管理費、一般事務等の経費として、8億1,224万8,000円を予定したところです。

また、資本的収入では、企業債、国庫補助金等3億9,101万6,000円、資本的支出では、管渠設計調査業務委託、下水処理センター建設工事（自家発電設備）、管渠工事及び企業債償還金等8億7,060万1,000円を計上したところです。

次に、本議会に提案いたしました議案について御説明申し上げます。

議案第1号遠軽町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定については、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行による介護保険法の一部改正に伴い、本条例を制定するものです。

議案第2号遠軽町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定及び議案第3号遠軽町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による介護保険法の一部改正に伴い、本条例を制定するものです。

議案第4号遠軽町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定については、新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定に伴い、本条例を制定するものです。

議案第5号遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、災害対策基本法、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定により、本町に派遣された職員に災害派遣手当を支給できるようにするため、本条例の一部を改正するものです。

議案第6号遠軽町一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものです。

議案第7号遠軽町商工業振興条例の一部改正については、中小企業者が行う高度化事業に対する助成の地域限定を解除するとともに、文言を整理するため、本条例の一部を改正するものです。

議案第8号遠軽町道路占用料徴収条例の一部改正については、道路法施行令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものです。

《平成25年3月11日》

議案第 9 号遠軽町公共下水道受益者負担金条例及び遠軽町公共下水道遠軽処理区受益者負担金条例の一部改正については、特別会計に関する法律の一部改正による国有林野事業特別会計の廃止に伴い、本条例の一部を改正するものです。

議案第 10 号地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理については、同法律の施行に伴い、関係条例の規定を整理するものです。

議案第 11 号平成 24 年度遠軽町一般会計補正予算（第 9 号）について御説明申し上げます。

歳出については、国の補正予算に伴う追加工事等として、ジオパーク情報板設置工事、中央幹線排水路整備に関する経費、交流促進施設やまびこチップボイラー整備に係る経費、旭トンネル点検業務委託料、除雪トラック購入費、南町 39 号線通道路改良舗装工事、白滝市街線西線道路改良舗装工事、栄行団地公営住宅建設工事等を計上するとともに、事務事業の執行精査、介護給付費・訓練等給付費の追加、畜産担い手育成総合整備事業負担金、全道リコーダーコンテスト及び全国中学校スキー大会等出場に伴う学校行事負担金等に係る経費を計上するものです。

歳入については、分担金及び負担金、国庫支出金、道支出金及び地方債などについて、事務事業の確定により精査し、補正するものです。

寄附金については、寄附者の御意志に沿いまして、それぞれ目的の基金に積み立てするものです。

議案第 12 号平成 24 年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）については、介護サービス等給付費、高額介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費を精査し、補正するものです。

議案第 13 号平成 24 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）については、事務事業の執行精査により補正するものです。

議案第 14 号平成 24 年度遠軽町水道事業会計補正予算（第 1 号）については、委託料を精査し、補正するものです。

議案第 15 号平成 24 年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第 1 号）については、国庫補助金、委託料及び工事費等を精査し、補正するものです。

以上が、本議会に提案をいたしました議案の大要です。

御審議を願う議案につきましては、その都度担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛を賜りますようお願い申し上げます、平成 25 年度施政執行方針及び提案案件要旨の説明といたします。

○議長（前田篤秀君） 富永教育委員長。

○教育委員長（富永史朗君） 一登壇一

平成 25 年度遠軽町教育行政の基本的な考え方を申し上げ、町議会並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

《平成 25 年 3 月 11 日》

初めに、学校教育について申し上げます。

小学校は平成23年度、中学校は平成24年度から、「生きる力」の育成を理念とした新学習指導要領が全面実施されております。

そこでは、学校・家庭・地域社会の三者がそれぞれに役割を果たし、児童・生徒に調和のとれた「知育・徳育・体育」を推進することが求められております。

また、平成25年度からは、町内のすべての小・中学校で2学期制の実施を予定しており、児童・生徒を取り巻く教育環境が大きく変わりつつあります。

「知育」伸長の第1は、「確かな学力」であることから、児童・生徒の発達段階や特性、全国学力・学習状況調査などを踏まえ、創意ある教育活動を展開する中で、「基礎的・基本的な知識や技能の習得」を確かなものにするよう努めてまいります。

第2は、習得した基礎的・基本的な学習内容を活用して、生き方の基盤となる言語能力を育てながら、「思考力・判断力・表現力等の育成」を図ってまいります。

第3は、小・中学校の連続性や家庭・地域社会の役割を強化し、学校・家庭・地域社会の三者が広く児童・生徒の学習に関わりながら教育環境を整え、「学びの質」を高めてまいります。

次に、「徳育」であります。児童・生徒の「豊かな心」を育てるためには、基盤となる道徳教育を充実し、生命の尊重、善悪の判断、他者を思いやる心情や絆、自然と共生する心などを培ってまいります。

また、読書活動や音楽活動などを充実し、さらには地域社会と連携を図りながら、一人一人の「豊かな育ち」の涵養に努めてまいります。

「体育」につきましては、児童・生徒の「健康な身体」を育てるために、全国体力・運動能力・運動習慣等調査の結果を踏まえるとともに、社会教育などとともに連携しながら、心身ともに「健やかな身体づくり」を推進してまいります。

続きまして、学校教育の重点事項について申し上げます。

1点目に、「学校安全」につきましては、児童・生徒の生命を守ることを最優先にして、「安全教育」「安全管理」について組織的に取り組んでまいります。あわせて、いじめや不登校の解決、インターネットや携帯電話におけるモラルの確立、薬物の有害性などについても、生徒指導を充実し、家庭・地域・関係機関との連携を図り、社会全体で子どもたちを見守る体制づくりを推進してまいります。

2点目に、「特別支援教育」につきましては、平成22年度から特別支援教育支援員を小・中学校に配置しておりますが、より児童・生徒一人一人の個性に応じた適切な指導・支援に努めてまいります。

3点目に、「食育」につきましては、家庭・地域社会と連携し、児童生徒に食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけさせるとともに、「地産地消」にも努めてまいります。

最後に、「信頼される学校」について申し上げます。

《平成25年3月11日》

学校存立の基盤は、「一人一人の教師の信頼」にかかっております。

そのため、校内研修を充実させるとともに、各種研修事業への参加奨励やモラルの向上を図るなど、専門職としての資質を高めてまいります。

あわせて、学校評議員制度を活用するなどして、保護者や地域住民の思いや願いが反映できる「風通しのよい学校づくり」を進め、町民の負託に応えるよう努めてまいります。

次に、学校教育の主要事業について申し上げます。

なお、地域の元気臨時交付金（地域経済活性化・雇用創出臨時交付金）充当事業につきましても、あわせて申し上げます。

幼稚園教育につきましては、私立幼稚園における就園奨励事業について、国の要綱に沿って支給額の引き上げを行い、幼児教育の振興と保護者の負担軽減を図ってまいります。

小・中学校につきましては、特別に支援を必要とする児童・生徒に対し、適切できめ細かな教育的支援を行うための「特別支援教育支援員」について、すべての小・中学校に配置できるよう予算措置し、特別支援教育のさらなる充実を図ってまいります。

また、教職員の資質向上を図り、学校や教員に対しての信頼を確立するため、より一層教職員の各種研修活動への積極的な参加を促すとともに、研修機会の充実に努めてまいります。

英語指導助手につきましては、各中学校を核とした授業や生涯学習事業など、コミュニケーション能力の向上と国際理解教育の推進を図るとともに、小学校における外国語活動についても、言語や文化に対する理解を深めるため、引き続き3名を招致し、さらなる活用を図ってまいります。

遠距離通学をする児童・生徒の通学の利便を図るため、スクールバスの運行を行うとともに、通学実態に合わせた経費の助成を行い、保護者の負担軽減を図ってまいります。

小・中学校の施設整備につきましては、平成23年度からの3カ年事業であります南小学校大規模改修工事を実施するとともに、遠軽中学校改修工事調査設計業務委託を実施してまいります。

また、生田原小学校屋上防水工事、安国小学校屋上防水工事、南中学校自転車置場整備工事、南中学校放送設備等更新工事、白滝中学校地下貯蔵タンク改修工事、小学校遊具設置工事などを行うとともに、東小学校及び南小学校の児童用パソコンを更新し、学習環境の整備に努めてまいります。

あわせて、教職員の住環境整備のため、教職員（南小学校校長・教頭）住宅新築工事、教職員（白滝小学校長）住宅水洗化工事などを実施し、環境整備に努めてまいります。

学校給食につきましては、安全・安心な給食の提供のため、施設の改善などにより食中毒防止策を強化するとともに、学校給食のスムーズな運営のため、備品の更新等、適正な備品管理に努めてまいります。

また、瀬戸瀬小学校への給食配送に伴い、給食配送車の購入、車庫の設置などを実施し

てまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

今、社会教育では、教育基本法、社会教育法の改正を受け、生涯学習のより一層の振興を図るための適切な学習支援・奨励と、家庭教育に関する総合的な支援体制の確立並びに児童・生徒の学校外における各種学習・体験活動の充実が求められております。

これらの期待に応えるためには、町民一人一人が、生涯にわたって「いつでも、どこでも、だれでも」自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価され、かつ、成果を生かしつつ社会の中で自己実現が図られるよう、社会教育の様々な事業展開を初め、公民館や図書館、博物館等の活動を含めた、社会教育全体で取り組む必要があります。

そのために社会教育としては、生涯各期の学習機会の充実を図るとともに、学習情報提供の充実、学習相談体制の充実等を図り、町民一人一人が自らの課題に対して、自主的・主体的に取り組めるよう積極的に支援してまいります。

また、家庭の教育力向上を図るため、家庭教育に関する総合的な支援体制の確立に努めるとともに、児童・生徒の学校外における各種学習・体験活動の充実を図るため、学校や地域との連携・協力を強化し、各種事業の実施に努めてまいります。

次に、社会体育について申し上げます。

スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「スポーツ基本法」が制定され、基本的施策として「基礎的条件の整備」、「地域スポーツの推進」、「競技スポーツの推進」が定められたところであり、多様なスポーツ機会の確保のための環境整備などが求められているところであります。

これまでも社会体育では、スポーツを通して地域住民同士の交流を促進することにより、地域の連帯感や一体感の醸成を図り、地域社会の活性化に寄与することが求められてきました。

また、青少年のスポーツ活動を奨励し、青少年の豊かな心と健やかな身体の育成や、自己責任・思いやり・コミュニケーション能力の育成に努めるとともに、町民の健康づくりの増進にも努める必要があります。

さらには、スポーツの生活化を目指し、それぞれのライフステージや技能に合ったスポーツやレクリエーション活動に親しめるよう各種事業を推進するとともに、技能の向上や参加意欲の高揚を図っていくことも重要であります。

そのために社会体育としては、町民の生涯スポーツへの意識の高揚を図るとともに、町民の「だれもが、いつでも、どこでも」自由に、そして自主的・主体的に地域スポーツ活動に親しむことができるように積極的に支援してまいります。

これらの社会教育、社会体育の推進に当たっては、第2次社会教育中期計画に基づき、多様な学習活動に対する奨励・援助を行うとともに、生涯の各期に応じ、適宜・適切な事業や学習機会を提供するなど、生涯学習社会の実現に努めてまいります。

次に、社会教育の主要事業について申し上げます。

なお、学校教育の主要事業と同様に、地域の元気臨時交付金事業につきましても、あわせて申し上げます。

未来を担う子どもたちの健全育成を図るため、家庭・学校・地域との連携のもと、地域の特性を活かした各種事業を引き続き推進するとともに、芸術や文化に触れる機会や発表・交流の場の確保に努めてまいります。

あわせて、家庭の教育力の向上を図るため、家庭教育に関する学習機会や啓発資料の提供など、家庭教育の総合的な支援を行ってまいります。

また、町民の生涯学習活動を支援するために、高齢者大学や生涯学習講座などの各種学習機会の提供や学習情報の提供、有志指導者の育成に努めるとともに、社会教育関係団体の活動に対し支援を行ってまいります。

文化財につきましては、遠軽町埋蔵文化財センターを中心に、白滝ジオパーク等とも連携した各種事業の実施など、保存と普及活用に努めてまいります。

施設整備につきましては、丸瀬布中央公民館屋上防水工事及び地下貯蔵タンク改修工事、遠軽町基幹集落センター暖房設備取替工事などを実施し、施設の整備充実に努めてまいります。

4 図書館（室）につきましては、各図書館（室）間の連携を図り、蔵書の充実と読書の普及促進に努めるとともに、遠軽町図書館を中心に生涯学習情報センターとしての機能向上に努め、町民に親しまれる図書館（室）として運営してまいります。

また、所蔵図書などの資料検索能力の向上及びインターネットを利用した予約システムを確立するとともに、貸出・返却処理能力の向上を図るため、図書館システムの更新を行い、図書館（室）利用者の利便性の向上に努めてまいります。

次に、社会体育の主要事業について申し上げます。

町民の健康増進や体力づくりを推進するため、各種スポーツ教室・大会などを開催してまいります。

また、社会体育施設の有効活用と地域の活性化や交流人口の拡大を図るため、関係団体との連携・協力のもと、各種大会や合宿などの誘致活動を積極的に推進してまいります。

平成24年度からは、遠軽地域の社会体育施設に指定管理者制度を導入し、遠軽町体育協会が管理運営を行っており、休館日、開館時間の見直しやトレーニングルームの開設など、町民のニーズに応えた各種事業を展開するなど、利用者本位の施設運営が進みつつあることから、今後も連携を図りながら町民サービスの向上に努めてまいります。

また、冬期間の体育授業やスポーツの場として、多くの町民に利用されているロックバレースキー場の維持経費及びペアリフトの修繕や取水ポンプの取替などに係る経費について、支援を行ってまいります。

施設整備につきましては、えんがる球場のスコアボード等塗装改修工事、フェンス防護マット塗装改修工事などのほか、丸瀬布スポーツプラザ「TAMOKU」アリーナ壁改修

工事などを実施し、施設の整備充実に努めてまいります。

以上、遠軽町教育行政推進の基本的な考え方について申し上げましたが、教育委員会といたしましては、その使命と責任の重さを自覚するとともに、教育基本法を踏まえつつ、時代の変化に迅速に対応しながら、遠軽町教育目標の実現に向け、学校教育並びに社会教育の充実に努めてまいります。

町議会並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、平成25年度教育行政執行の方針といたします。

終わります。

○議長（前田篤秀君） 11時20分まで暫時休憩します。

午前11時04分 休憩

午前11時19分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第4 議案第1号から日程第7 議案第4号及び

日程第8 議案第10号

○議長（前田篤秀君） 日程第4 議案第1号遠軽町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について、日程第5 議案第2号遠軽町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、日程第6 議案第3号遠軽町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、日程第7 議案第4号遠軽町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、日程第8 議案第10号地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理についてを一括して議題といたします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

松橋保健福祉課長。

○保健福祉課長（松橋行雄君） 議案第1号遠軽町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について御説明いたします。

地域密着型サービス事業所の指定に関する基準等につきましては、現在厚生労働省令で定められていますが、地域主権一括法等の施行により、厚生労働省令を基準として、地域の実情に応じて条例で定めることとなりました。

本条例は、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行による、介護保険法の一部改正に伴い制定するものであります。

別紙をお開き願います。

遠軽町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例。

《平成25年3月11日》

本条例は、4条の構成となっております。

第1条は趣旨に関する規定でありまして、指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定めることを趣旨とするものです。

第2条は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の入所定員に関する規定でありまして、定員を29人以下と定めるものです。

第3条は、指定地域密着型サービス事業の申請者の資格に関する規定でありまして、事業者の申請者は法人である者と定めるものです。

第4条は、指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の資格に関する規定でありまして、事業の申請者は法人である者と定めるものであります。

附則として、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第2号遠軽町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について御説明いたします。

本条例につきましても、議案第1号と同様に地域主権一括法等の施行により、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による介護保険法の一部改正に伴い制定するものであります。

別紙をお開き願います。

遠軽町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例。

本条例は、第1章から第9章までの202条の構成となっております。

第1章、総則につきましては、3条の構成となっております。

第1条は趣旨に関する規定でありまして、遠軽町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めることを趣旨とするものです。

第2条は、定義に関する規定でありまして、条例で使用する用語について定めるものです。

第3条は、指定地域密着型サービスの事業の一般原則に関する規定を定めるものです。

第2章、定期巡回・随時対応型訪問介護看護につきましては、41条の構成となっております。

第1節は基本方針等に関する規定でありまして、第4条に基本方針に関して、第5条に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供するサービスについてそれぞれ定めています。

第2節は、人員に関する基準に関する規定でありまして、第6条に従事者の人数に関して、第7条に管理者に関してそれぞれ定めています。

第3節は、設備に関する基準に関する規定でありまして、第8条に設備及び備品等に関して定めています。

第4節は運営に関する基準に関する規定でありまして、第9条から第42条に内容及び

手続の説明及び同意、提供拒否の禁止、サービス提供困難時の対応等に関してそれぞれ定めています。

第5節は、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例に関する規定でありまして、第43条に適用除外に関して、第44条に指定訪問看護事業者との連携に関してそれぞれ定めています。

第3章、夜間対応型訪問介護につきましては、15条の構成になっております。

第1節は、基本方針等に関する規定でありまして、第45条に基本方針に関して、第46条に指定夜間対応型訪問介護の提供するサービスに関してそれぞれ定めています。

第2節は、人員に関する基準に関する規定でありまして、第47条に訪問介護員等の人数に関して、第48条に管理者に関してそれぞれ定めています。

第3節は、設備に関する基準に関する規定でありまして、第49条に設備及び備品等に関して定めています。

第4節は、運営に関する基準に関する規定でありまして、第50条から第59条に指定夜間対応型訪問介護の基本取扱方針、指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針、夜間対応型訪問介護計画の作成等に関してそれぞれ定めています。

第4章、認知症対応型通所介護につきましては、21条の構成になっております。

第1節は、基本方針に関する規定でありまして、第60条に定めるものです。

第2節は、人員及び設備に関する基準に関する規定であります。

第1款は、単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護に関する規定でありまして、第61条に従業者の人数に関して、第62条に管理者に関して、第63条に設備及び備品等に関してそれぞれ定めています。

第2款は、共用型指定認知症対応型通所介護に関する規定でありまして、第64条に従業者の人数に関して、第65条に利用定員等に関して、第66条に管理者に関してそれぞれ定めています。

第3節は、運営に関する基準に関する規定でありまして、第67条から第80条に心身の状況等の把握、利用料等の受領、認知症対応型通所介護の基本取扱方針等に関してそれぞれ定めています。

第5章、小規模多機能型居宅介護につきましては、28条の構成になっております。

第1節は、基本方針に関する規定でありまして、第81条に定めています。

第2節は、人員に関する基準に関する規定でありまして、第82条に従業者の人数等に関して、第83条に管理者に関して、第84条に指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者に関してそれぞれ定めています。

第3節は、設備に関する基準に関する規定でありまして、第85条に登録定員及び利用定員に関して、第86条に設備及び備品等に関してそれぞれ定めています。

第4節は、運営に関する基準に関する規定でありまして、第87条から第180条に心身の状況等の把握、居宅サービス事業者等との連携、身分を証する書類の携行等に関して

それぞれ定めています。

第6章、認知症対応型共同生活介護につきましては、20条の構成になっております。

第1節は基本方針に関する規定でありまして、第109条に定めるものです。

第2節は、人員に関する基準に関する規定でありまして、第110条に従業者の人数に関して、第111条に管理者に関して、第112条に指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者に関してそれぞれ定めています。

第3節は、設備に関する基準に関する規定でありまして、第113条に定めています。

第4節は、運営に関する基準に関する規定でありまして、第114条から第128条に入退居、サービスの提供の記録、利用料等の受領等に関してそれぞれ定めています。

第7章、地域密着型特定施設入居者生活介護につきましては、21条の構成になっております。

第1節は、基本方針に関する規定でありまして、第129条に定めるものです。

第2節は、人員に関する基準に関する規定でありまして、第130条に従業者の人数に関して、第131条に管理者に関して定めています。

第3節は、設備に関する基準に関する規定でありまして、第132条に定めています。

第4節は、運営に関する基準に関する規定でありまして、第133条から第149条に内容及び手続の説明及び契約の締結等、指定地域密着型特定施設入所者生活介護の提供の開始等、法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意等に関してそれぞれ定めています。

第8章、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護につきましては、40条の構成になっております。

第1節は、基本方針に関する規定でありまして、第150条に定めています。

第2節は、人員に関する基準に関する規定でありまして、第151条に従業者の人数に関して定めています。

第3節は、設備に関する基準に関する規定でありまして、第152条に定めています。

第4節は、運営に関する基準に関する規定でありまして、第153条から第177条にサービス提供困難時の対応、入退所、サービス提供の記録等に関してそれぞれ定めています。

第5節は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準に関する規定であります。

第1款は、この節の趣旨及び基本方針に関する規定でありまして、第178条にこの節の趣旨に関して、第179条に基本方針に関してそれぞれ定めています。

第2款は、設備に関する基準に関する規定でありまして、第180条に設備に関して定めています。

第3款は、運営に関する基準に関する規定でありまして、第181条から第189条に利用料等の受領、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針、介護等に

関してそれぞれ定めています。

第9章、複合型サービスにつきましては、13条の構成になっております。

第1節は、基本方針に関する規定でありまして、第190条に定めるものです。

第2節は、人員に関する基準に関する規定でありまして、第191条に従業者の人数等に関して、第192条に管理者に関して、第193条に指定複合型サービス事業者の代表者に関してそれぞれ定めています。

第3節は、設備に関する基準に関する規定でありまして、第194条に登録定員及び利用定員に関して、第195条に設備及び備品等に関してそれぞれ定めています。

第4節は、運営に関する基準に関する規定でありまして、第196条から第202条に指定複合型サービスの基本取扱方針、指定複合型サービスの具体的取扱方針、主治の医師との関係等に関してそれぞれ定めています。

附則第1項として、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

第2項から第17項までは、経過措置であります。経過措置につきましても、介護保険法の改正に伴い、既に厚生労働省令等に基づき指定を受けていた事業においては、厚生労働省令において経過措置が定められていることから、今回の条例制定に際しても同様に定めるものであります。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第3号遠軽町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について御説明いたします。

本条例につきましても、議案第1号と同様に地域主権一括法等の施行により、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による介護保険法の一部改正に伴い制定するものであります。

別紙をお開き願います。

遠軽町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例。

本条例は、第1章から第4章までの90条の構成となっております。

第1章、総則につきましては、3条の構成となっております。

第1条は、趣旨に関する規定でありまして、遠軽町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めることを趣旨とするものです。

第2条は定義に関する規定でありまして、条例で使用する用語について定めるものです。

第3条は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則に関する規定を定めるものです。

《平成25年3月11日》

第2章、介護予防認知症対応型通所介護につきましては、39条の構成になっております。

第1節は、基本方針に関する規定でありまして、第4条に定めています。

第2節は、人員及び設備に関する基準に関する規定であります。

第1款は、単独型指定介護予防認知症対応型通所介護及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護に関する規定でありまして、第5条に従業者の人数に関して、第6条に管理者に関して、第7条に設備及び備品等に関してそれぞれ定めています。

第2款は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護に関する規定でありまして、第8条に従業者の人数に関して、第9条に利用定員等に関して、第10条に管理者に関してそれぞれ定めています。

第3節は、運営に関する基準に関する規定でありまして、第11条から第40条に内容及び手続の説明及び同意、提供拒否の禁止、サービス提供困難時の対応等に関してそれぞれ定めています。

第4節は、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関する規定でありまして、第41条に指定介護予防認知症対応型通所介護の基本取扱方針に関して、第42条に指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針に関してそれぞれ定めています。

第3章、介護予防小規模多機能型居宅介護につきましては、27条の構成になっております。

第1節は基本方針に関する規定でありまして、第43条に定めています。

第2節は、人員に関する基準に関する規定でありまして、第44条に従業者の人数等に関して、第45条に管理者に関して、第46条に指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者に関してそれぞれ定めています。

第3節は、設備に関する基準に関する規定でありまして、第47条に登録定員及び利用定員に関して、第48条に設備及び備品等に関してそれぞれ定めています。

第4節は、運営に関する基準に関する規定でありまして、第49条から第65条に心身の状況等の把握、介護予防サービス事業者等との連携、身分を証する書類の携行等に関してそれぞれ定めています。

第5節は、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関する規定でありまして、第66条に指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針に関して、第67条に指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針に関して、第68条に介護等に関して、第69条に社会生活上の便宜の提供等に関してそれぞれ定めています。

第4章、介護予防認知症対応型共同生活介護につきましては、21条の構成になっております。

第1節は、基本方針に関する規定でありまして、第70条に定めています。

第2節は、人員に関する基準に関する規定でありまして、第71条に従業者の人数に関して、第72条に管理者に関して、第73条に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事

業者の代表者に関してそれぞれ定めています。

第3節は、設備に関する基準に関する規定でありまして、第74条に定めています。

第4節は、運営に関する基準に関する規定でありまして、第75条から第86条に入退居、サービスの提供の記録、利用料等の受領等に関してそれぞれ定めています。

第5節は、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関する規定でありまして、第87条に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針に関して、第88条に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の具体的取扱方針に関して、第89条に介護等に関して、第90条に社会生活上の便宜の提供等に関してそれぞれ定めています。

附則第1項として、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

第2項から第4項までは経過措置であります。経過措置につきましても、介護保険法の改正に伴い、既に厚生労働省令等に基づき指定を受けていた事業においては、厚生労働省令において経過措置が定められていることから、今回の条例制定に際しても同様に定めるものであります。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第4号遠軽町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について御説明いたします。

本条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定に伴い制定するものであります。

この法律は、新型インフルエンザ及び全国的かつ急速な蔓延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最少となるようにすることを目的として制定されたものでありまして、市町村にも対策本部の設置が義務づけられ、その組織につきましても、市町村対策本部の長は市町村対策本部長とし、市町村長を充てる。

また、市町村対策本部に本部員を置き、本部員は副市町村長、市町村教育委員会の教育長、当該市町村の区域を管轄する消防長、また、その指名する消防吏員のほか、市町村長が当該市町村の職員のうちから任命するものとし、副対策本部長は本部員から市町村長が指名するとうたわれているものであります。

別紙をお開き願います。

遠軽町新型インフルエンザ等対策本部条例。

本条例は、第1条から第5条までの構成になっております。

第1条は、本条例の趣旨を定める規定でありまして、対策本部に関し必要な事項を定めることを趣旨とするものであります。

第2条は、組織について定める規定でありまして、第1項は対策本部長の役割について、第2項は対策副本部長の役割について、第3項は対策本部員の任務について、第4項は対策本部員の職員について、第5項は対策本部員の任命についてそれぞれ定めるものであります。

《平成25年3月11日》

第3条は、会議について定める規定でありまして、第1項は対策本部の会議の招集について、第2項は国、北海道の職員、その他町村職員以外の者の出席についてそれぞれ定めるものであります。

第4条は部について定める規定でありまして、第1項は部の設置について、第2項は本部員の指名について、第3項は部長の指名について、第4項は部長の役割についてそれぞれ定めるものであります。

第5条は、委任について定める規定でありまして、この条例に定めるもののほか、必要な事項は本部長が定めることを定めるものであります。

附則として、この条例は、法の施行の日から施行するものでありまして、新型インフルエンザ等対策特別措置法は平成24年5月11日に公布されておりますが、その施行期日は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日となっていることから、本条例の施行期日を法の施行の日とするものであります。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第10号地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について御説明いたします。

本条例は、地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例の規定を整理するものであります。

この法律の主な内容につきましては、障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律として名称が改められるとともに、法律の目的や障害の範囲、支援区分などが改正されたものであります。

別紙をお開き願います。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

別紙内容を省略いたしまして、参考資料の新旧対照表により御説明いたします。

第1条関係の遠軽町障害者及び障害児移動支援事業条例、第2条関係の遠軽町日常生活用具給付等事業条例、第3条関係の遠軽町障害者生活サポート事業条例、第4条関係の遠軽町障害者及び障害児日中一時支援事業条例につきましては、それぞれ法律の名称と引用している規定を、第5条関係の遠軽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、第6条関係の遠軽町障害者生活サポート事業条例につきましては、認定審査会の名称を改めるものであります。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

ただし、第5条及び第6条の規定は、平成26年4月1日から施行するものであります。それぞれ法律の施行期日に合わせて改正規定を施行するものであります。

以上で説明を終わります。

《平成25年3月11日》

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程いたしました議案5件の質疑を行います。
質疑は、各案件ごとに行います。

これより、議案第1号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第1号の質疑を終わります。

次に、議案第2号の質疑を行います。

山田議員。

○8番（山田和夫君） 申しわけないです。ちょっと簡単なことを聞きます。

25ページに、第60条があるのです。見ていただきました。25ページの一番下に60条というのがございまして、第1節、基本方針と、そして60条という形になっています。ほかの条文を見ますと、必ず条の前には括弧書きで、そこに基本方針だとかというのが入っているのですが、この60条の上には括弧書きありませんよね。これが正規なのかを、まずお聞きをしたいのです。といいますのは、議案第3号は次の質疑になるのでしょうか、議案第3号の部分でもこういったことが、この議案第3号で言うと、4カ所、5カ所あるのですよ。それが正規なのかどうか、その辺の考え方だけちょっとお聞かせください。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午前11時49分 休憩

午前11時51分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

松橋保健福祉課長。

○保健福祉課長（松橋行雄君） ただいまの御指摘の件につきましては、第60条につきましては、1章、1節、1条の条文でございしますので、この見出しにつきましては要らないというような形で考えております。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、議案第2号の質疑を終わります。

次に、議案第3号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第3号の質疑を終わります。

次に、議案第4号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第4号の質疑を終わります。

次に、議案第10号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第10号の質疑を終わります。

以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第1号遠軽町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定についてから、議案第4号遠軽町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について及び議案第10号地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理については、なお審査の必要があると思われますので、民生常任委員会に付託し、会期中の審査としたいと思いません。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第4号及び議案第10号については、民生常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

昼食のため、1時まで暫時休憩します。

午前11時53分 休憩

午後 0時58分 再開

○議長(前田篤秀君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第9 議案第5号

○議長(前田篤秀君) 日程第9 議案第5号遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

寒河江総務課長。

○総務課長(寒河江陽一君) 議案第5号遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について御説明いたします。

災害対策基本法、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定により、本町に派遣された職員に災害派遣手当を支給できるようにするため、別紙のとおり遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

別紙をお開き願います。

遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

《平成25年3月11日》

別紙の内容を省略いたしまして、次のページ、参考資料、新旧対照表により御説明いたしますので、次のページをお開き願います。

第1条関係であります。第2条中、「及び寒冷地手当」を「寒冷地手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。以下同じ。）」に改めるものであります。

次に、第27条の次に、災害派遣手当として、第27条の2第1項災害派遣手当は、災害対策基本法第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第154条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、派遣された職員が住所または居所を離れて町の区域に滞在することを要する場合に支給することを規定し、第2項、災害派遣手当の額は、次の表に掲げる額とする。

施設の利用区分、公用の施設またはこれに準ずる施設（1日につき）の場合は、町の区域に滞在する期間、30日以内の期間から60日を超える期間は同額の3,970円。施設の利用区分、その他の施設（1日につき）の場合は、町の区域に滞在する期間30日以内の期間は6,620円、30日を超え60日以内の期間は5,870円、60日を超える期間は5,140円でありまして、この金額につきましては、総務大臣の定めた基準であります。

第3項は、前2項に規定するもののほか、災害派遣手当の支給に関し、必要な事項は規則で定めることを規定するものであります。

次のページ、第2条関係をお開き願います。

第2条中、武力攻撃災害等派遣手当の次に、「及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加え、第27条の2第1項中、第154条の次に、「及び新型インフルエンザ等対策特別措置法第44条」を加え、新型インフルエンザ等の緊急事態への対応ができるように規定をするものであります。

別紙に戻りまして、附則として、この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行するものでありまして、新型インフルエンザ等対策特別措置法は、平成24年5月11日に交付をされておりますが、その施行期日は、交付の日から起算して1年を超えない範囲内において制令で定める日となっていることから、第2条の施行期日を法の施行日とするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、議案第5号遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

《平成25年3月11日》

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第6号

○議長（前田篤秀君） 日程第10 議案第6号遠軽町一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） 議案第6号遠軽町一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正につきまして御説明いたします。

今回の改正につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

別紙をお開き願います。

遠軽町一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例。

別紙の内容を省略しまして、次のページの参考資料、新旧対照表によりまして御説明いたします。

遠軽町一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例につきましては、第1条中の括弧書き部分の「同条第8項」を「同条第9項」に、「同条第7項」を「同条第8項」に改正するものであります。

以上で資料の説明を終わります。

別紙に戻りまして、附則としまして、この条例は公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、議案第6号遠軽町一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第7号

○議長（前田篤秀君） 日程第11 議案第7号遠軽町商工業振興条例の一部改正について

てを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

大河原商工観光課長。

○商工観光課長（大河原忠宏君） 議案第7号遠軽町商工業振興条例の一部改正についてを御説明いたします。

遠軽町商工業振興条例の一部改正につきましては、中小企業者が行います高度化事業に対する助成の地域限定を解除するとともに、文言を整理するため、本条例の一部を改正するものでございます。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町商工業振興条例の一部を改正する条例。

遠軽町商工業振興条例の一部を次のように改正するものでございます。

改正の内容につきましては、別紙参考資料により御説明いたしますので、次のページをお開き願います。

これは、遠軽町商工業振興条例の第3条を抜粋しました新旧対照表であります。

現行条例第3条第1号中「飲食業」を日本標準産業分類の第12回改定の「飲食サービス業」に改め、同条同号中の括弧書き、「遠軽町生田原、丸瀬布及び白滝の全域並びに遠軽町瀬戸瀬及び社名淵地域に限る。」を削るものでございます。

前のページに戻りまして、附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第7号遠軽町商工業振興条例の一部改正については、なお審査の必要があると思われるので、経済常任委員会に付託し、会期中の審査といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、経済常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

◎日程第12 議案第8号

○議長（前田篤秀君） 日程第12 議案第8号遠軽町道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

《平成25年3月11日》

提出者の説明を求めます。

中川原建設課長。

○建設課長（中川原英明君） 議案第8号遠軽町道路占用料徴収条例の一部改正について御説明いたします。

道路法施行令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものです。

別紙をお開き願います。

遠軽町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例。

遠軽町道路占用料徴収条例の一部を次のように改正する。

別紙内容を省略いたしまして、参考資料の新旧対照表により御説明いたします。新旧対照表をお開き願います。

この条例の改正は、上位法の道路法施行令が主として自然エネルギーの利用促進、被災地の救済措置などを目的に太陽光発電設備及び風力発電設備、一時避難場所として機能を有する津波避難施設、応急仮設建物などで被災者の居住の用に供するために必要なもの。小型自動車などを駐車させるための車輪どめ装置その他の機具、トンネルの上または高速自動車国道などの路面下に設ける休憩所、給油所などの5項目が新たに道路占用の許可対象物件として追加されたことにより改正するものでございます。

これに基づき、現行条例別表中、政令第7条第1号に掲げる物件から、政令第7条第8号に掲げる休憩所、給油所及び自動車修理所までを改正別表中、政令第7条第1号に掲げる物件から、政令第7条第13号に掲げる施設に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、議案第8号遠軽町道路占用料徴収条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第9号

○議長（前田篤秀君） 日程第13 議案第9号遠軽町公共下水道受益者負担金条例及び遠軽町公共下水道遠軽処理区受益者分担金条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

岸野水道課長。

○水道課長（岸野博美君） 議案第9号遠軽町公共下水道受益者負担金条例及び遠軽町公共下水道遠軽処理区受益者分担金条例の一部改正についてを御説明いたします。

遠軽町公共下水道受益者負担金条例及び遠軽町公共下水道遠軽処理区受益者分担金条例の一部を改正する条例は、特別会計に関する法律の一部改正による国が経営する最後の企業である国有林野事業特別会計の廃止に伴い、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

別紙は、遠軽町公共下水道受益者負担金条例及び遠軽町公共下水道遠軽処理区受益者分担金条例の一部を改正する条例でありまして、改正の内容は、参考資料により御説明いたします。

次のページ、参考資料をお開き願います。

第1条関係及び第2条関係につきましては、それぞれ現行の条例の第8条第2項第2号の「国又は」を削るものであります。

前のページに戻りまして、附則として、この条例は平成25年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、議案第9号遠軽町公共下水道受益者負担金条例及び遠軽町公共下水道遠軽処理区受益者分担金条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第11号から日程第18 議案第15号

○議長（前田篤秀君） 日程第14 議案第11号平成24年度遠軽町一般会計補正予算（第9号）、日程第15 議案第12号平成24年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第3号）、日程第16 議案第13号平成24年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）、日程第17 議案第14号平成24年度遠軽町水道事業会計補正予算（第1号）、日程第18 議案第15号平成24年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第1号）、以上議案5件は関連がありますので、一括して議題といたします。

上程の順により提出者の説明を求めます。

○議長（前田篤秀君） 太田財政課長。

○財政課長（太田 守君） 議案第11号平成24年度遠軽町一般会計補正予算（第9号）について御説明いたします。

平成24年度遠軽町一般会計補正予算（第9号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億6,152万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を145億2,013万7,000円とするものであります。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

継続費の補正につきましては、「第2表継続費補正」により御説明いたします。

繰越明許費の補正につきましては、「第3表繰越明許費補正」により御説明いたします。

債務負担行為の補正につきましては、「第4表債務負担行為補正」により御説明いたします。

地方債の補正につきましては、「第5表地方債補正」により御説明いたします。

1 ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

12款分担金及び負担金につきましては、1項分担金に11万円追加、2項負担金に820万1,000円追加し、総額を2億3,319万3,000円とするものであります。

13款使用料及び手数料につきましては、1項使用料を121万円減額し、総額を4億5,115万7,000円とするものであります。

14款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金に1,331万6,000円追加、2項国庫補助金に2億5,535万7,000円追加、3項委託金を82万3,000円減額し、総額を10億7,536万円とするものであります。

15款道支出金につきましては、1項道負担金を526万4,000円減額、2項道補助金に5,696万1,000円を追加し、総額を6億3,443万3,000円とするものであります。

16款財産収入につきましては、1項財産運用収入を44万9,000円減額し、総額を4,693万2,000円とするものであります。

17款寄附金につきましては、51万7,000円追加し、総額を511万1,000円とするものであります。1項同額であります。

18款繰入金につきましては、3,439万5,000円減額し、総額を7,303万9,000円とするものであります。1項同額であります。

20款諸収入につきましては、5項雑入に90万円追加し、総額を1億31万2,000円とするものであります。

21款町債につきましては、1億6,830万円追加し、総額を21億9,360万円とするものであります。1項同額であります。

これによりまして、歳入合計140億5,861万6,000円に4億6,152万1,0

《平成25年3月11日》

00円を追加し、総額を145億2,013万7,000円とするものであります。

2ページをお開き願います。

次に、歳出について御説明いたします。

2款総務費につきましては、1項総務管理費を2,139万円減額、4項選挙費を82万3,000円減額し、総額を28億2,932万1,000円とするものであります。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費に2,706万6,000円追加し、総額を30億8,442万9,000円とするものであります。

4款衛生費につきましては、1項保健衛生費を571万2,000円減額、2項清掃費を1,067万2,000円減額し、総額を10億2,925万9,000円とするものであります。

6款農林水産業費につきましては、1項農業費に2億7,765万9,000円追加、2項林業費を83万6,000円減額し、総額を6億7,452万4,000円とするものであります。

7款商工費につきましては、26万円追加し、総額を3億8,551万2,000円とするものであります。1項同額であります。

8款土木費につきましては、2項道路橋りょう費に2億456万1,000円追加、3項河川費を22万5,000円減額、4項都市計画費を1,923万9,000円減額、5項下水道費を117万3,000円減額、6項住宅費に6,358万5,000円追加し、総額を20億4,369万3,000円とするものであります。

9款消防費につきましては、3,666万2,000円減額し、総額を9億8,030万8,000円とするものであります。1項同額であります。

10款教育費につきましては、1項教育総務費に53万8,000円追加、2項小学校費を1,080万7,000円減額、3項中学校費を160万1,000円減額、5項幼稚園費を235万8,000円減額、6項社会教育費を65万円減額し、総額を9億9,265万7,000円とするものであります。

これによりまして、歳出合計140億5,861万6,000円に4億6,152万1,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の145億2,013万7,000円とするものであります。

次に、3ページ、第2表、継続費補正について御説明いたします。

継続費の補正につきましては、8款土木費、6項住宅費、ふくろ団地公営住宅新築工事につきましては、額の確定により、記載のとおり継続費の補正をするものであります。

なお、継続費に係る調書につきましては、54ページに記載しておりますので、御参照願います。

4ページをお開き願います。

次に、第3表、繰越明許費補正について御説明いたします。

1の追加は、2款総務費、1項総務管理費、ジオパーク情報板設置事業から、追加の表

の下段、8款土木費、6項住宅費、栄行団地公営住宅解体事業までの14事業は、国の平成24年度補正予算（第1号）緊急経済対策に係る追加公共事業として、平成25年度予算からの前倒しにより実施する事業の経費でありまして、それぞれ年度内支出が見込めませんので、繰越明許費とするものであります。

なお、事業の内容につきましては、歳出において御説明をいたします。

2の変更に係る補正は、2款総務費、1項総務管理費、テレビ視聴環境整備事業につきましては、事業費の変更により、補正前8,360万5,000円を補正後5,690万8,000円とするものであります。

なお、繰越明許費、繰越計算書につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、本年5月31日までに調整し、次の本会議において御報告いたします。

次に、5ページ、第4表、債務負担行為補正について御説明いたします。

平成24年度農業経営基盤強化資金利子補給は新規2件に係るもので、期間を平成24年度から平成29年度、限度額を18万2,000円とするものであります。

平成24年度大家畜特別支援資金利子補給は、新規貸し付け2件に係るもので、期間を平成24年度から平成49年度、限度額を337万9,000円とするものであります。

なお、債務負担行為補正に係る調書につきましては、55ページに記載しておりますので、御参照願います。

6ページをお開き願います。

第5表、地方債補正について御説明いたします。

1の追加、ジオパーク情報板設置事業、限度額1,310万円、用排水路整備事業、限度額8,900万円及び交流促進施設やまびこチップボイラー整備事業、限度額3,000万円につきましては、事業の追加によりそれぞれ追加するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりであります。

2の変更、ジオパーク案内板設置事業から南小学校大規模改修事業までの10事業につきましては、事業の精査及び追加により、限度額をそれぞれ変更するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりであります。

また、56ページに地方債の前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を記載しておりますので御参照願います。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から御説明いたします。

16ページをお開き願います。

3、歳出。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、職員人件費335万6,000円の減額につきましては、一般職給から住居手当まで及び職員共済組合追加費負担金は執行精査による減額、職員共済組合負担金は、基礎年金拠出金に係る公的負担金率の遡及改定による減額であります。総務一般経費30万4,000円につきましては、普通旅費の追加であり

《平成25年3月11日》

まして、遠軽高校野球部の第85回記念選抜高等学校野球大会出場に伴う現地での応援に係る旅費2名分を計上するものであります。

2目文書広報費、広報紙発行事業149万5,000円の減額につきましては、普通旅費15万円は遠軽高校野球部の第85回記念選抜高等学校野球大会出場に伴う現地での取材に係る旅費1名分を追加。印刷製本費193万9,000円の減額は、広報紙作成に係る印刷製本費の執行精査。広報用記念撮影業務委託料29万4,000円は、遠軽高校野球部の第85回記念選抜高等学校野球大会出場に伴い、現地での写真撮影を委託するものであります。

5目財産管理費、テレビ視聴環境整備事業、遠軽デジタル中継局整備事業補助金2,669万7,000円の減額につきましては、民放放送局のテレビ北海道、TVHの視聴環境の整備に当たり、TVHが事業主体となって実施する遠軽デジタル中継局の整備に係る国庫補助金が町の間接補助から国から同局への直接補助に変更となったため、国庫補助金を減額するものであります。

8目交通対策費、バス路線事業、地域公共交通確保維持改善事業補助金213万6,000円の減額につきましては、町内循環線及び遠軽清里線に係る補助金の確定による減額であります。町営バス運行事業188万5,000円の減額につきましては、町営バス運行委託料の執行精査であります。

12目エネルギー対策費、白滝発電所管理事業64万2,000円の減額につきましては、白滝水力発電所の発電休止により、流水占用料の減免決定を受けたことによる皆減であります。エネルギー対策事業750万円の減額につきましては、住宅太陽光発電システム設置費補助金は、執行精査による減額でありまして、当初予算の新築15件に対し実績見込み15件、既築35件に対し実績見込み8件であります。

13目ジオパーク推進事業2,150万円につきましては、ジオパーク情報板設置事業は、国の緊急経済対策に伴う追加公共事業として、平成25年度予算からの前倒しにより実施するものであります。ジオパーク活動拠点施設の各所に情報板を設置するもので、全額を繰越明許とするものであります。財源は、国庫支出金840万円を見込むものであります。事業の概要につきましては、後ほど担当より御説明いたします。

15目基金運営費、基金運営事業51万7,000円につきましては、まちづくり振興基金積立金でありまして、指定寄附金7件及びふるさと納税寄附金2件に伴う積立金の追加であります。

4項選挙費2目衆議院議員選挙費、衆議院議員選挙一般事務費82万3,000円の減額につきましては、選挙管理委員会委員報酬から備品購入費まで、選挙一般事務費の執行精査であります。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、介護保険事業855万1,000円につきましては、介護保険特別会計の補正に伴う追加であります。

2目障害者福祉費、障害者自立支援事業2,663万3,000円につきましては、障害

福祉サービス費等の増による介護給付費・訓練等給付費の追加であります。

3目高齢者福祉費、民間社会福祉施設整備事業811万8,000円の減額につきましては、養護老人ホーム緑の園等建設事業補助金に係る道交付金の追加決定及び町単独分の精査であります。内訳は、道交付金の追加決定は地域密着型特別養護老人ホームグリーンプラザ建設費補助金2,402万6,000円の追加、町単独分の精査は養護老人ホーム緑の園建設費補助金3,214万4,000円の減額であります。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費、訪問看護ステーション事業28万5,000円につきましては、遠軽地域訪問看護ステーション事業負担金に係る平成24年度分負担金の確定による追加であります。地域医療対策事業493万5,000円の減額につきましては、丸瀬布厚生病院医療機器整備事業補助金の確定による減額であります。

5目診療所費、医科診療所運営事業106万2,000円の減額につきましては、生田原医科診療所に係る備品購入費の執行精査であります。

2項清掃費1目清掃総務費、リサイクル推進事業502万7,000円の減額につきましては、遠軽地区広域組合衛生負担金の執行精査であります。

2目塵芥処理費、ごみ処理場管理事業60万4,000円の減額につきましては、廃棄物処理施設水道認可変更業務委託負担金の執行精査であります。

3目し尿処理費、し尿処理事業504万1,000円の減額につきましては、遠軽地区広域組合衛生負担金の執行精査であります。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費、農業融資利子補給事業3万7,000円につきましては、農業経営基盤強化資金利子補給事業補助金は、新規貸し付け2件による追加であります。

4目畜産業費、畜産関連融資利子補給事業、大家畜特別支援資金利子補給事業補助金2万2,000円は、新規貸し付け2件による追加、畜産担い手育成総合整備事業1,120万円につきましては、国の緊急経済対策に伴う追加公共事業として、平成25年度予算からの前倒しにより実施する事業の負担金の追加でありまして、全額を繰越明許とするものであります。

5目農地費、用排水路整備事業1億9,790万円につきましては、国の緊急経済対策に伴う追加公共事業として、平成25年度予算からの前倒しにより実施するもので、中央幹線排水路及び第一幹線の水管理施設や附帯する施設の整備を行うものであります。中央幹線排水路附帯施設調査設計業務委託料350万円、第一幹線附帯施設調査設計業務委託料230万円、中央幹線排水路分水工整備工事1億4,000万円、中央幹線排水路附帯施設改修工事2,870万円、第一幹線附帯施設改修工事1,340万円、中央幹線排水路転落防止施設整備工事1,000万円を新たに追加するもので、全額を繰越明許とするものであります。財源は、国庫支出金1億884万5,000円を見込むものであります。

事業の概要につきましては、後ほど担当より御説明をいたします。

6目農業施設費、交流促進施設やまびこ管理事業6,440万円につきましては、国の

緊急経済対策に伴う追加公共事業として、平成25年度予算からの前倒しにより実施するものであります。

交流促進施設やまびこチップボイラー整備設計業務委託料440万円、交流促進施設やまびこチップボイラー整備工事6,000万円は、遠軽町地域新エネルギービジョンに基づき、温室効果ガスの排出量削減と地域木材の利用拡大による地産地消の取り組みにつなげるとともに、施設管理の経費削減を図るため、チップボイラー施設を整備するもので、全額を繰越明許とするものであります。財源は、道支出金3,000万円を見込むものであります。事業の概要につきましては、後ほど担当より御説明をいたします。

公共牧場管理事業、道営草地整備事業負担金410万円につきましては、国の緊急経済対策に伴う追加公共事業として、平成25年度予算からの前倒しにより、支湧別牧野27ヘクタールを整備することに伴う負担金の追加でありまして、前倒しに係る負担金は補正額410万円に執行残額90万円を合計した500万円を繰越明許とするものであります。

2項林業費1目林業振興費、小規模治山事業83万6,000円の減額につきましては、丸瀬布平和山公園小規模治山実施設計業務委託料及び丸瀬布平和山公園小規模治山工事の執行精査であります。

7款商工費1項商工費1目商工業振興費、企業振興促進助成事業26万円につきましては、企業振興促進補助金は新規1件による追加及び執行精査であります。

4目観光費は、財源の振りかえであります。

8款土木費2項道路橋りょう費1目道路橋りょう総務費、道路台帳整備事業16万1,000円の減額につきましては、道路台帳等補正業務委託料の執行精査であります。道路橋りょう総務一般経費80万円の減額につきましては、町道用地確定測量業務委託料の執行精査であります。

2目道路橋りょう維持費、道路橋りょう維持事業2,100万円につきましては、国の緊急経済対策に伴う追加公共事業として、平成25年度予算からの前倒しにより実施するもので、昨年12月の笹子トンネル事故を受け、社会インフラの老朽化対策が求められており、町内の道路、重要構造物について、安全な施設維持管理を図るため、点検を行うものであります。道路擁壁等点検業務委託料1,300万円、旭トンネル点検業務委託料800万円を新たに追加し、全額を繰越明許とするものであります。財源は、国庫支出金1,260万円を見込むものであります。事業の概要につきましては、後ほど担当より御説明いたします。

除雪対策事業3,104万3,000円につきましては、国の緊急経済対策に伴う追加公共事業として、平成25年度予算からの前倒しにより実施するもので、新たに遠軽地域で使用する10トン除雪ダンプトラック1台を購入する経費として、手数料2万円、自動車損害保険料3万9,000円、備品購入費3,089万3,000円は、除雪ダンプトラック購入費4,169万3,000円から既定予算の執行精査1,080万円を減額した額、

《平成25年3月11日》

自動車重量税 9 万 1, 0 0 0 円を追加するもので、全額を繰越明許とするものであります。財源は、国庫支出金 1, 8 6 6 万 6, 0 0 0 円を見込むものであります。事業の概要につきましては、後ほど担当より御説明をいたします。

3 目道路橋りょう新設改良費、道路新設改良 1 億 5, 3 4 7 万 9, 0 0 0 円につきましては、執行精査による減額及び国の緊急経済対策に伴う追加公共事業として、平成 2 5 年度予算からの前倒しにより実施するものであります。執行精査による減額は、南町 3 9 号線通資材単価策定業務委託料 1 万 8, 0 0 0 円の減額、東 2 線道路（防雪柵）用確設計業務委託料 2 0 5 万 3, 0 0 0 円の減額、瞰望岩通（雪崩柵）設計業務委託料 1 2 1 万 2, 0 0 0 円の減額、寿 7 号通用地確定業務委託料 3 2 万円の減額、用地購入費 9 1 万 8, 0 0 0 円の減額、物件移転補償金 9 0 0 万円の減額であります。社名淵原野道路阿部橋架替工事実施設計負担金 6 0 0 万円の減額は、同事業の未執行による皆減であります。

次に、国の緊急経済対策に伴う追加公共事業として、平成 2 5 年度予算からの前倒しにより、全額繰越明許として実施するものは、瞰望岩通資材単価等策定業務委託料 3 0 万円、南町 3 9 号線通道路改良舗装工事 7, 3 0 0 万円、白滝市街西線道路改良舗装工事 3, 0 0 0 万円は、平成 2 5 年度予算からの前倒し分 4, 0 0 0 万円から既定予算の執行精査 1, 0 0 0 万円を減額して追加、東 2 線道路防雪工事（雪崩柵） 3, 2 0 0 万円は、平成 2 5 年度予算からの前倒し分 8, 2 0 0 万円から既定予算の交付金未採択に伴う工事未執行による皆減 5, 0 0 0 万円を減額して追加、瞰望岩通防雪工事（雪崩柵） 3, 4 7 0 万円は、平成 2 5 年度予算からの前倒し分を追加、道路改良附帯工事 3 0 0 万円は平成 2 5 年度予算からの前倒し分 4 0 0 万円から、既定予算の執行精査 1 0 0 万円を減額して追加するものであります。財源は、国庫支出金 1 億 5 6 1 万 8, 0 0 0 円を見込むものであります。事業の概要につきましては、後ほど担当より御説明いたします。

3 項河川費 1 目河川総務費、河川維持管理事業 2 2 万 5, 0 0 0 円の減額につきましては、トーンナイ川河川維持工事の執行精査であります。

4 項都市計画費 1 目都市計画総務費、地籍整備事業 1, 9 2 3 万 9, 0 0 0 円の減額につきましては、地籍調査事業業務委託料及び地籍調査事業永久杭埋設業務委託料の執行精査であります。

5 項下水道費 1 目公共下水道費、下水道事業の推進 1 1 7 万 3, 0 0 0 円の減額につきましては、個別排水処理事業特別会計の補正に伴うものであります。

6 項住宅費 1 目住宅管理費、町営住宅維持管理事業 1 7 8 万円の減額につきましては、町営住宅駐車場管理業務委託料及びその他補償金の執行精査であります。

2 目住宅建設費、町営住宅建設事業 6, 5 3 6 万 5, 0 0 0 円につきましては、執行精査による減額及び国の緊急経済対策に伴う追加公共事業として、平成 2 5 年度予算からの前倒しにより実施するものであります。執行精査による減額は、学田団地公営住宅解体工事 7 8 万円の減額、ふくろ団地公営住宅新築工事 2 1 4 万 2, 0 0 0 円の減額、ふくろ団地公営住宅外構附帯工事 5 6 万 7, 0 0 0 円の減額であります。

《平成 2 5 年 3 月 1 1 日》

次に、国の緊急経済対策に伴う追加公共事業として、平成25年度予算からの前倒しにより全額繰越明許として実施するものは、栄行団地公営住宅建設工事6,664万9,000円は、平成25年度予算からの前倒し分8,211万円から既定予算の執行精査1,546万1,000円を減額して追加、栄行団地公営住宅解体工事220万5,000円は、平成25年度予算からの前倒し分300万円から既定予算の執行精査79万5,000円を減額して追加するものであります。財源は、国庫支出金2,379万円を見込むものであります。事業の概要につきましては、後ほど担当より御説明いたします。

9款消防費1項消防費1目消防費、広域組合運営事業3,666万2,000円の減額につきましては、遠軽地区広域組合消防負担金の精査による減額であります。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費、教職員健康診断事業30万9,000円の減額につきましては、手数料の執行精査であります。

3目教育振興費、教育振興一般経費84万7,000円につきましては、安国中学校、丸瀬布中学校が第27回全道リコーダーコンテストに参加、南中学校、白滝中学校が第45回北海道中学校スキー大会に参加、東小学校、遠軽中学校が第49回北海道管楽器個人コンクール、第44回北海道アンサンブルコンクールに参加、南中学校、白滝中学校が第50回全国中学校スキー大会に参加したことにより、学校行事負担金に不足が見込まれますので、追加するものであります。

2項小学校費2目教育振興費、小学校特別支援教育支援員配置事業85万円の減額につきましては、臨時職員賃金及び費用弁償の執行精査であります。小学校遠距離通学助成事業110万9,000円の減額につきましては、利用回数減による自動車借上料の執行精査であります。要保護・準要保護児童援助事業158万2,000円の減額につきましては、認定者減少による就学援助費の減額であります。

3目学校建設費、小学校建設事業726万6,000円の減額につきましては、生田原小学校ほか5校グラウンド整備工事ほか4工事の執行精査であります。

3項中学校費2目教育振興費、中学校特別支援教育支援員配置事業43万円の減額につきましては、臨時職員賃金及び費用弁償の執行精査であります。中学校遠距離通学助成事業93万円の減額につきましては、利用回数の減による自動車借上料の執行精査であります。

3目学校建設費、中学校建設事業24万1,000円の減額につきましては、生田原中学校ほか4校グラウンド整備工事の執行精査であります。

5項幼稚園費1目幼稚園費、幼稚園就園奨励事業235万8,000円の減額につきましては、幼稚園就園奨励費補助金の執行精査であります。

6項社会教育費1目社会教育総務費、講演会・講座研修事業65万円の減額につきましては、各種講座等講師謝礼金の執行精査であります。

次に、歳入について御説明いたします。

戻りまして、10ページをお開き願います。

《平成25年3月11日》

2、歳入。

12款分担金及び負担金1項分担金1目農林水産業費分担金11万円につきましては、道営土地改良事業分担金でありまして、作付作物の変更及び耕作地拡大に伴う工種の追加によるものであります。

2項負担金3目農林水産業費負担金820万1,000円につきましては、畜産担い手育成総合整備事業負担金でありまして、平成25年度予算からの前倒しによる実施に伴う負担金の追加であります。

13款使用料及び手数料1項使用料4目農林水産使用料121万円の減額につきましては、交流促進施設やまびこ入館料の精査であります。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金1331万6,000円につきましては、障害者介護給付費等負担金でありまして、障害者自立支援事業に係る負担金の追加であります。

2項国庫補助金1目総務費国庫補助金1,829万7,000円の減額につきましては、無線システム普及支援事業補助金2,669万7,000円の減額は、テレビ視聴環境整備事業に係る補助金の精査、社会資本整備総合交付金840万円は、平成25年度予算からの前倒しにより実施するジオパーク推進事業に係る交付金の追加であります。

4目土木費国庫補助金1節道路橋りょう費補助金1億3,688万4,000円につきましては、除雪機械購入費補助金1,866万6,000円は、平成25年度予算からの前倒しによる10トン除雪ダンプトラック購入に係る補助金2,479万8,000円から、既定予算の執行精査分613万2,000円を減額して追加するものであります。

道路改良事業交付金1億561万8,000円は、平成25年度予算からの前倒しにより実施する南町39号線通道路改良舗装事業ほか3事業に係る交付金1億3,800万円から、既定予算の執行精査分3,238万2,000円を減額して追加するものであります。

道路ストック総点検事業交付金1,260万円は、平成25年度予算からの前倒しにより実施する道路擁壁等点検業務委託及び旭トンネル点検業務委託に係る交付金の追加であります。

2節住宅費補助金2,880万2,000円につきましては、地域住宅交付金の執行精査及び平成25年度予算からの前倒しにより実施する町営住宅建設事業などに係る交付金の追加であります。

5目教育費国庫補助金87万7,000円の減額につきましては、幼稚園就園奨励費補助金でありまして、補助率の調整による減額であります。

7目農林水産業費国庫補助金1億884万5,000円につきましては、管理省力化施設整備事業補助金でありまして、平成25年度予算からの前倒しにより実施する用排水路整備事業に係る補助金の追加であります。

3項委託金、1目総務費委託金82万3,000円の減額は、衆議院議員選挙費委託金

の執行精査であります。

15款道支出金1項道負担金1目民生費道負担金665万8,000円につきましては、障害者介護給付費等負担金でありまして、障害者自立支援事業に係る負担金の追加であります。

2目土木費道負担金1,192万2,000円の減額につきましては、地籍調査事業費負担金の精査であります。

2項道補助金、1目総務費道補助金22万4,000円につきましては、代替バス路線維持補助金の精査による14万4,000円の減額及び電源立地地域対策交付金の確定による38万8,000円の追加であります。

2目民生費道補助金2,402万6,000円につきましては、介護基盤緊急整備特別対策事業交付金でありまして、養護老人ホーム緑の園等建設事業補助金に係る地域密着型特別養護老人ホームグリーンプラザ建設費補助金の追加であります。

5目農林水産業費道補助金1節農業費補助金312万3,000円につきましては、農業経営基盤強化資金利子補給事業補助金1万9,000円は、新規2件による追加、大家畜特別支援資金利子補給事業補助金1万5,000円は新規2件による追加、自給飼料生産拡大緊急対策事業補助金299万9,000円は畜産担い手育成総合整備事業に係る追加、食糧供給基盤強化特別対策事業補助金9万円は畑地帯総合整備事業の事業費確定による追加であります。

2節林業費補助金2,956万8,000円につきましては、森林整備加速化・林業再生事業補助金3,000万円は、平成25年度予算の前倒しにより実施する交流促進施設やまびこチップボイラー整備事業に係る補助金の追加、小規模治山事業補助金43万2,000円の減額は事業の精査であります。

16款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入44万9,000円の減額は、教職員住宅貸付料の精査であります。

17款寄附金1項寄附金2目指定寄附金41万2,000円の追加につきましては、社会福祉振興資金として、福路1丁目、海野文子様から10万円、寿町、尾関美恵子様から3万円、匿名希望者様から3万円、遠軽ライオンズクラブ会長、佐野和志様から6万2,100円、まちづくり振興資金として、見晴、吉野秀男様から10万円、昆虫生態館ほかパンフレット印刷費用として、札幌市、山岸政男様から7万円、在宅福祉事業用資金として、匿名希望者様から2万円。

3目ふるさと納税寄附金10万5,000円の追加につきましては、ふるさと振興資金として、匿名希望者様から5,000円、神奈川県、宮田健一様から10万円、指定寄附金がございましたので、寄附者の御意思に沿いまして予算措置をしたところであります。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金3,439万5,000円の減額につきましては、財政調整基金繰入金の減額であります。

20款諸収入5項雑入6目雑入90万円につきましては、いきいきふるさと推進事業助

成金90万円は、第25回記念ヤマベ祭り開催事業に係る助成金の追加であります。

21款町債1項町債1目総務債1,390万円につきましては、ジオパーク案内板設置事業債は精査による追加、ジオパーク情報板設置事業債は、平成25年度予算からの前倒し実施による追加であります。

2目民生債3,210万円の減額につきましては、養護老人ホーム緑の園等建設事業債の精査であります。

3目衛生債600万円の減額につきましては、生田原診療所医療機器整備事業債及び丸瀬布厚生病院医療機器整備事業債の精査であります。

4目農林水産業債1節林業債50万円の減額につきましては、平和山公園小規模治山事業債の精査であります。

2節農業債1億1,900万円につきましては、平成25年度予算からの前倒しによる用排水路整備事業債8,900万円及び交流促進施設やまびこチップボイラー整備事業債3,000万円の追加であります。

5目土木債1節道路橋りょう債5,600万円につきましては、道路新設改良事業債及び除雪機械整備事業債の追加及び精査であります。

2節住宅債2,390万円につきましては、公営住宅建設事業債の追加及び精査であります。

6目消防債130万円の減額につきましては、消防車両整備事業債の精査であります。

7目教育債460万円の減額につきましては、南小学校大規模改修事業債の精査であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 2時10分まで暫時休憩します。

午後 1時56分 休憩

午後 2時09分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） お手元に配付しております資料、赤番4をお開き願いたいというふうに思います。

赤番4、平成24年度遠軽町一般会計補正予算（第9号）に関する資料、緊急経済対策に伴う追加公共事業の御説明をさせていただきます。

この追加公共事業につきましては、平成24年度国の補正予算第1号に伴います緊急経済対策事業であり、平成25年度以降に予定をしておりました事業につきましては、平成24年度において前倒して実施するものでございます。

1ページをお開き願いたいと思います。

総務費のジオパーク情報板設置工事から土木費、栄行団地公営住宅解体工事まで、6億

《平成25年3月11日》

6,575万3,000円の計上でございます。それぞれの事業の内容につきましては、後ほど担当より御説明がありますので、私のほうから省略をいたします。

なお、先ほど財政課長からもありましたけれども、今回の補正予算につきまして、年度内に執行することは困難なため、全額繰越明許といたしまして、平成25年度に繰り越して実施することになってございます。

この経済対策に伴う追加公共事業から国費分を除きました地方負担額の8割程度が、平成25年度、地域の元気臨時交付金として交付されることとなります。新年度におきまして、地域の元気臨時交付金事業として予算を計上しておりますので、平成25年度によりまして説明をさせていただきたいと思っております。

以上、企画のほうから説明を終わらせていただきます。

○議長（前田篤秀君） 佐藤総務部参与。

○総務部参与（佐藤 優君） それでは、赤番4の3ページをお開き願います。

ジオパーク情報板設置工事につきましては、ジオパークフィールドへの受け入れ環境を高めるために設置するもので、国の緊急経済対策に伴い、平成25年度に予定していた事業を前倒しにより実施するものでありまして、白滝ジオパークの活動拠点施設である、あじさいの滝八号沢露頭などの位置を示す情報板として、表示板を7基、ジオサイトの誘導板を7基、合計14基を設置するものであります。

なお、事業の実施は、全額繰り越しにより平成25年度で行うものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 安藤農政林務課長。

○農政林務課長（安藤清貴君） 続きまして、農政林務課関係の工事概要について御説明いたします。

別紙赤番4の4ページをお開きください。

遠軽地域の用排水路整備事業の位置図でございます。

図面番号①は、中央幹線排水路分水土整備工事でありまして、大雨等の増水による排水路に係る負担軽減のため、道道遠軽安国線と市街地40号交差点付近に新たに分土工を設け、コンクリート管により40号敷地内を通り、生田原川へ放流する工事であります。延長566メートル、管径1,650ミリのコンクリート管分水土一式に係る工事であります。

次に、図面番号②は、中央幹線排水路附帯施設改修工事でありまして、中央幹線排水路の施設として、道道遠軽安国線を横断している鋼製のボルゲートパイプの腐食及び通過車両の荷重により変形などがあるため、コンクリート製のボックスカルバートによる耐久性のあるものに布設がえをするものであります。

続きまして、図面番号③は、第一幹線附帯施設改修工事でありまして、豊里若松間道路から市街地40号までの1,500メートルの区間の中で、国道242号線と並列して流れている第一幹線の横断施設が通過車両の荷重等により沈下やずれを生じ、流れを障害し

ている箇所について、排水路横断施設の改修を行うものであります。

次に、図面番号④でございますけれども、中央幹線排水路転落防止施設整備工事でありまして、中央幹線排水路の南町39号線通から市街地40号の区間については、道路と隣接していることから、車両等の転落防止のため、延長約500メートルのガードケーブルを設置する工事であります。

次に、5ページをお開きください。

丸瀬布地域の交流促進施設やまびこ管理事業の位置図でございます。

図面番号①は、丸瀬布上武利地区、丸瀬布森林公園いこいの森に隣接している交流促進施設やまびこに設置するチップボイラー整備工事でありまして、温室効果ガス排出量の削減と燃料費の節減等を図るために実施するものです。

次に、6ページをお開き願います。

交流促進施設やまびこ管理事業の配置図でございます。工事箇所につきましては、図面中央左上の斜線部分で、新たにボイラー室及びチップサイロ1棟を整備し、木質バイオマスを利用したチップを燃料とするボイラー1基を導入するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 中川原建設課長。

○建設課長（中川原英明君） 続きまして、建設課関係の工事概要について御説明いたします。

初めに、1ページ、事業名、道路橋りょう維持事業について先に御説明いたします。

平成24年度中央自動車道笹子トンネル内の天井板落下事故を受けて、国からの指示により、道路ストック総点検事業にて、町内に設置されている擁壁などの斜面安定構造物で、特に危険度の高いと思われる重要工作物の点検調査並びに同様の理由により、トンネル管理者へ日常点検以外の定期点検並びに詳細点検調査を行うよう指示があったことから実施するものでございまして、このことから道路擁壁等点検業務委託として、事業概要は覆道及び斜面のり枠、擁壁、構造物など詳細調査を遠軽地域内の豊里若松間道路ほか6件、延長1,100メートルを実施し、並びに生田原地域にある旭トンネル点検業務委託として、事業概要はトンネル詳細調査、延長107メートルを実施するものでございます。

次に、2ページ、除雪対策事業の備品購入費については、10トン除雪ダンプトラック1台の購入であり、遠軽地域で保有している既設除雪トラック、これは平成7年車でございますが、車体の老朽化、馬力の著しい低下により購入するものでございます。

続きまして、次からの説明は、位置図により御説明いたします。

7ページをお開き願います。

これは遠軽地域の道路新設改良事業の位置図でございます。

図面番号①は、南町39号線通道道路改良舗装工事であり、現況は未改良の防じん処理舗装で、歩道もないことから、通勤通学の利用者及び地域住民の安心・安全な地域交通網の

確保を目的に実施しているものでございます。

平成21年から23年度まで、東1線道路から道道遠軽安国線まで、平成24年度は東1線道路から南小地先まで実施し、最終年度として国道242号まで実施するものでございまして、工事内訳は右下凡例のとおり、改良舗装として延長300メートル、車道幅員7.5メートル、片側歩道幅員3.5メートルを継続して実施するものでございます。

図面番号②は、東2線道路防雪工事（防雪柵）で、道道遠軽安国線と国道242号を結ぶ幹線道路で、交通量が年々増加している状況であります。現況は車道幅員が狭く、交通安全上極めて危険であることや、冬期間の地吹雪による視界不良の交通障害などの解消を図るため実施するものでございます。

平成24年度は、用地確定測量、詳細調査、実施設計に着手し、このことにより土地所有者と用地補償等を全て完了したことから工事を着手するもので、工事内訳は右下凡例のとおり、延長310メートル、車道幅員8.0メートル、片側歩道幅員2.5メートルと防雪柵を実施するものでございます。

図面番号③は、瞰望岩通防雪工事（雪崩柵）で、現況は西町地区と丸大地区を結ぶ幹線道路で、道路両側に高いのり面があり、冬期間に堆積された雪が気温変化により雪崩の危険性があることから実施するものでございまして、平成24年度は雪崩柵を左側のり面部、延長120メートル完了し、最終年度として、左側の一部と右側のり面部を合わせた残延長200メートルを実施するものでございます。

次に、8ページは、白滝地域の道路新設改良事業の位置図でございます。

図面番号①は、白滝市街西線道路改良舗装工事で、市街地と西区、川向地区を結ぶ唯一の連絡道路であることから実施しているもので、平成18年度から工事着手し、継続事業として平成24年度施工箇所引き続き実施するものでございます。工事内訳は右下凡例のとおり、改良延長230メートル、舗装延長390メートル、車道幅員7.5メートルを実施するものでございます。

続きまして、9ページをごらんください。

生田原地域の町営住宅建設事業の位置図でございます。

図面番号①は、栄行団地公営住宅建設工事で、栄行団地は昭和47年から61年まで建設された簡易耐火構造9棟35戸であります。老朽化が著しいことなどから、平成24年度1棟4戸建設に引き続き実施するものでございます。事業内訳は右下凡例のとおり、木造平屋建て1棟4戸、延べ床面積264平方メートルの建設と、図面番号②、既設公営住宅簡易耐火構造平屋建て1棟4戸164平方メートルの解体撤去を実施するものでございます。

9ページが位置図、10ページが配置図、11ページが平面図、12ページが立面図で、それぞれ添付しておりますので、お目通し願います。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 松橋保健福祉課長。

○保健福祉課長（松橋行雄君） 議案第12号平成24年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

平成24年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,730万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億6,850万8,000円とするものであります。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

1 ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の1、歳入から御説明いたします。

1、歳入。

4款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金に1,549万1,000円を追加し、総額を3億6,466万8,000円とするものであります。

5款支払基金交付金につきましては、1,935万9,000円を追加し、総額を4億3,07万8,000円とするものであります。1項同額であります。

6款道支出金につきましては、1項道負担金に573万6,000円を追加し、総額を2億2,096万1,000円とするものであります。

7款財産収入につきましては、9,000円を追加し、総額を7万7,000円とするものであります。1項同額であります。

8款繰入金につきましては、1項一般会計繰入金に855万1,000円を追加し、総額を2億2,023万2,000円とするものであります。

9款繰越金につきましては、1項繰越金に1,816万3,000円を追加し、総額を1,997万7,000円とするものであります。1項同額であります。

これによりまして、歳入合計14億119万9,000円に6,730万9,000円を追加し、総額を14億6,850万8,000円とするものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

2 ページをお開き願います。

2、歳出。

2款保険給付費につきましては、1項介護サービス等諸費に6,422万円を追加、2項高額介護サービス等費に200万円を追加、3項高額医療合算介護サービス等費に150万円を追加、4項特定入所者介護サービス等費を50万円減額、5項その他諸費に8万円追加し、総額を13億7,830万9,000円とするものであります。

4款基金積立金につきましては、9,000円を追加し、総額を7万7,000円とするものであります。1項同額であります。

これによりまして、歳出合計14億119万9,000円に6,730万9,000円を追加し、総額を14億6,850万8,000円とするものであります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略し、3、歳出から御説明いたし

《平成25年3月11日》

ます。

8ページをお開き願います。

3、歳出。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費1目介護サービス等給付費、介護サービス等給付費6,422万円につきましては、実績見込み精査に伴う追加でありまして、居宅介護サービス等給付費に5,500万円追加、特例居宅介護サービス等給付費を800万円減額、地域密着型介護サービス等給付費を100万円減額、施設介護サービス等給付費に1,500万円追加、居宅介護等福祉用具購入費に22万円追加、居宅介護等住宅改修費に200万円追加、居宅介護サービス等計画給付費に100万円の追加であります。

2項高額介護サービス等費1目高額介護サービス等費、高額介護サービス等費200万円につきましては、実績見込み精査による追加であります。

3項高額医療合算介護サービス等費1目高額医療合算介護サービス等費、高額医療合算介護サービス等費150万円につきましては、実績見込み精査に伴う追加であります。

4項特定入所者介護サービス等費1目特定入所者介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費50万円の減額につきましては、実績見込み精査による減額であります。

5項その他諸費1目審査支払手数料、審査支払手数料8万円につきましては、実績見込み精査に伴う追加であります。

4款基金積立金1項基金積立金1目基金積立金、基金積立金9,000円につきましては、介護給付準備基金利子積み立てに伴う追加であります。

次に、歳入について御説明いたします。

6ページをお開き願います。

2、歳入。

4款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金1,549万1,000円につきましては、介護サービス等給付費の実績見込み精査に伴う介護給付費負担金の追加であり、現年度分に1,340万3,000円の追加、過年度分に208万8,000円の追加であります。

5款支払基金交付金1項支払基金交付金1目介護給付費交付金1,922万4,000円につきましては、介護サービス等給付費の実績見込み精査に伴う介護給付費支払基金交付金の追加でありまして、現年度分に1,790万8,000円の追加、過年度分に131万6,000円の追加であります。

2目地域支援事業交付金13万5,000円につきましては、地域支援事業の実績精査に伴う地域支援事業交付金の追加であり、過年度分に13万5,000円の追加であります。

6款道支出金1項道負担金1目介護給付費負担金573万6,000円につきましては、介護サービス等給付費の実績見込み精査に伴う介護給付費負担金の追加であり、現年度分を135万7,000円の減額、過年度分に709万3,000円の追加であります。

《平成25年3月11日》

7款財産収入1項財産運用収入1目利子及び配当金9,000円につきましては、介護給付準備基金利子の追加であります。

8款繰入金1項一般会計繰入金1目介護給付費繰入金855万1,000円につきましては、介護サービス等給付費の実績見込み精査に伴う介護給付費一般会計繰入金の追加であります。

9款繰越金1項繰越金1目繰越金1,816万3,000円につきましては、介護サービス等給付費の実績見込み精査に伴う前年度繰越金の追加であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） 議案第13号平成24年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

平成24年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ147万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を542万円とするものであります。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

地方債の補正につきましては、「第2表 地方債補正」により御説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

3款繰入金につきましては、117万3,000円を減額し、総額を225万円とするものです。1項同額であります。

4款繰越金につきましては、69万9,000円を追加し、総額を70万円とするものです。1項同額であります。

6款町債につきましては、100万円を減額し、総額を170万円とするものです。1項同額であります。

これによりまして、歳入合計689万4,000円から147万4,000円を減額し、総額を542万円とするものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

1款個別排水処理費につきましては、147万4,000円を減額し、総額を349万8,000円とするものです。1項同額であります。

これによりまして、歳出合計689万4,000円から147万4,000円を減額し、総額を歳入歳出同額の542万円とするものであります。

次に、第2表、地方債補正について御説明いたします。

個別排水処理施設整備事業につきましては、事業の執行精査により限度額を270万円から170万円に変更するものであります。

《平成25年3月11日》

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりであります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から御説明をいたします。

9ページをお開き願います。

3、歳出。

1款個別排水処理費1項個別排水処理費1目一般管理費、一般管理事業34万3,000円の減額につきましては、くみ取り手数料26万円と浄化槽維持管理業務委託料8万3,000円の執行精査によります減額であります。

2目個別排水処理施設整備費、個別排水処理施設整備事業113万1,000円の減額につきましては、浄化槽設置工事の執行精査によるものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

7ページをお開き願います。

2、歳入。

3款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金117万3,000円は、一般会計繰入金の精査による減額であります。

4款繰越金1項繰越金1目繰越金69万9,000円は、前年度繰越金の精査によります追加であります。

6款町債1項町債1目個別排水処理事業債100万円は、事業費確定による個別排水処理施設整備事業債の精査による減額であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 岸野水道課長。

○水道課長（岸野博美君） 議案第14号平成24年度遠軽町水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

平成24年度遠軽町水道事業会計補正予算（第1号）は、第2条で、予算第3条に定められた収益的収入及び支出の予定額を補正するものであります。

収入につきましては、第1款水道事業収益第1項営業収益を60万4,000円減額し、総額を4億7,520万円とするものであります。

支出につきましては、第1款水道事業費用を、第1項営業費用を111万3,000円減額し、総額を4億6,624万9,000円とするものであります。

次のページをお開きください。

1ページは実施計画、2ページは資金計画、3ページから4ページは予定貸借対照表でありまして、説明は省略させていただきます。

5ページをお開きください。

補正予算（第1号）明細について御説明いたします。

収益的収入及び支出の収入につきましては、1款水道事業収益1項営業収益2目他会計負担金は60万4,000円減額するものでありまして、廃棄物焼却施設建設に伴う給水

《平成25年3月11日》

区域拡大認可変更に係る一般会計繰入金の減額であります。

支出につきましては、1款水道事業費用1項営業費用2目配水及び給水費は111万3,000円減額するものでありまして、水道事業認可変更業務委託料の執行精査であります。

続きまして、議案第15号平成24年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

平成24年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第1号）は、第2条で、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するものであります。

収入につきましては、第1款下水道事業収益、第2項営業外収益は428万4,000円減額し、総額を8億5,895万5,000円とするものであります。

支出につきましては、第1款下水道事業費用第1項営業費用は856万7,000円減額し、総額を8億5,147万円とするものであります。

第3条は、予算第4条に定めました資本的収入及び支出の予定額を補正するものであります。

予算第4条本文括弧書き中、4億6,653万円を4億7,070万2,000円に、当年度分損益勘定留保資金を過年度分損益勘定留保資金240万2,000円、当年度分損益勘定留保資金4億6,830万円に改めるものであります。

収入につきましては、第1款資本的収入第1項企業債は3,400万円減額及び第2項国庫補助金は1,816万8,000円減額し、総額を1億8,811万8,000円とするものであります。

支出につきましては、第1款資本的支出第1項建設改良費は4,799万6,000円減額し、総額を6億5,882万円とするものであります。

第4条では、予算第6条に定めた企業債の限度額を変更するものであり、公共下水道事業債の精査により、9,120万円を5,720万円に改めるものであります。

なお、公共下水道事業債の起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同じであります。

また、8ページに企業債明細書を記載しておりますので、御参照願います。

次のページをお開きください。

1ページから2ページは実施計画、3ページは資金計画、4ページから5ページは予定貸借対照表でありまして、説明は省略させていただきます。

6ページをお開きください。

補正予算第1号、明細について御説明いたします。

収益的収入及び支出の収入につきましては、1款下水道事業収益2項営業外収益2目国庫補助金428万4,000円の減額は、下水道事業交付金の精査によるものであります。

支出につきましては、1款下水道事業費用1項営業費用2目処理場費856万7,000円の減額は、下水処理場長寿命化計画策定業務委託等の執行精査によるものであります。

《平成25年3月11日》

す。

次に、資本的収入及び支出の収入につきましては、1款資本的収入1項企業債1目企業債3,400万円の減額は、公共下水道事業債の精査によるものであります。

2項国庫補助金1目国庫補助金1,816万8,000円の減額は、下水道事業交付金の精査によるものであります。

支出につきましては、1款資本的支出1項建設改良費1目管渠整備費4,799万6,000円の減額は、公共下水道管渠設計調査業務委託料の執行精査により719万5,000円の減額及び公共下水道管渠工事等に係る工事請負費の執行精査により4,080万1,000円を減額するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午後 2時40分 休憩

午後 2時41分 再開

○議長（前田篤秀君） 会議を再開します。

これより、一括上程いたしました議案5件の質疑を行います。

質疑は、各案件ごとに行います。

これより、議案第11号平成24年度遠軽町一般会計補正予算（第9号）の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款総務費、16ページから19ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 3款民生費、20ページから21ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 4款衛生費、22ページから25ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 6款農林水産業費、26ページから29ページ。

石田議員。

○1番（石田通行君） 27ページの13の委託料440万円、これ財政課長に伺います。所管の委員会である説明を受けて、内容は承知しています。即答だけでなく、後日の委員会で訂正をしたということもございますので、それはそれとして理解をしておりますので、ここで財政課長にお尋ねするわけでございます。

委員会に出されました当初の案件は、交流促進施設やまびこチップボイラー設計業務委託料440万円と出ています。これはただいま申し上げましたように、後刻の委員会で訂正をされています。そこで後刻の委員会に出てきました配置図ですとか、平面図ですとか

《平成25年3月11日》

等々を見ますと、ここで言われている、財政課長が読み上げました13節委託料、交流促進施設やまびこチップボイラー整備設計委託業務440万円というのは、ちょっとわからないのでございますが、説明不足なのでしょうか、それとも私がわからないのかなど、こう思っています。改めて、財政課長の説明を受けたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 太田財政課長。

○財政課長（太田 守君） お答えをいたします。

ただいまの御質問でございました、やまびこチップボイラー整備設計業務委託料440万円でございますけれども、新たにこの施設にチップボイラーを導入するというものでございまして、そのチップボイラーの機種、それから上物、チップボイラーのサイロ等々の設計を、この440万円で行うというものでございます。

○議長（前田篤秀君） 石田議員。

○1番（石田通行君） だったら財政課長は当然財政の立場で審査をし、チェックをしているわけですよね。所管の委員会は訂正してますよ。ところが出されたように、議案はまた若干違うのですが、ボイラー整備設計業務委託になっているのですよ。先ほども申し上げたと思いますが、ボイラーの整備設計ではないでしょう。建物、設備、チップサイロ、本会議にこの資料出てませんから、所管の委員会でない方はわからないと思いますけれども、その建物なり設備なり、工作物のチップサイロの設計委託料が、何でこういう名称になるのですか、それ。何でそういったことを査定できるのですか、もう一度。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午後 2時47分 休憩

午後 2時49分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

太田財政課長。

○財政課長（太田 守君） 改めて御答弁申し上げます。

まず、名称の関係でございますけれども、チップボイラー整備設計業務委託料ということで原課から上がってきておりますけれども、ちょっと誤解の生むような名称となりましたこととお詫び申し上げます。チップボイラー整備等というのが、やはりこの内容的にはよかったのかなと今反省しているところでございます。

設計の内容でございますけれども、先ほどもお話ししましたが、チップボイラーそのものの設計ではなくて、既設のチップボイラー、既製品のチップボイラーの機種の比較検討もこの中に入っている。

それから、チップボイラーを建設することから、これらの機械室ですとか、燃料の貯蔵庫となるチップサイロの建設の設計、それから配管や電気計装等々の設備関係も、この設計委託に含まれているというものでございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 石田議員。

○1番（石田通行君） ここまで言わなければ説明してくれないのは極めて残念ですけども、そういうふうにいるとあるでしょう、設計委託の中身が。原課から回ってきた委託料の名称と財政課長言ってますが、委員会に出された名称、先ほど言いましたね。ボイラーの設計委託料ですよ。ですから、こんなふうになってしまったのですよ。それは訂正しました、後日の委員会で。問題は、財政課長は不適切だと言ってます、表現が。まあいろいろと事業関係あるでしょう。だったらその説明の中でしてくれなかったらわからないですよ、それ。今度は電気もありました。440万円もすると言ったから、そう言ったのですか、それ。言わなかったら説明してくれないのですか、それ。ということで、残念でございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 太田財政課長。

○財政課長（太田 守君） 今後とも、今議員御指摘いただきました件につきましては、査定等の中で十分に気をつけてまいります。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次、7款商工費、30ページから31ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 8款土木費、32ページから41ページ。

山田議員。

○8番（山田和夫君） 2点教えていただきたいのですが、まず赤番4の1ページにあります道路擁壁等点検業務委託、これは先ほど7件というふうにお聞きをしたのですが、町内にはこういった擁壁もっとあると思うのですが、全体では何件あるのか、お知らせをいただきたい。あわせて、40号線の南町の国道と踏切との間にかなり高い擁壁がございますよね。鳥の絵が描かれている擁壁があると思うのですが、あの擁壁が調査対象になっているのかどうか、お知らせをいただきたい。

それともう一つは、位置図で言うと8ページですか、白滝市街西線道路改良舗装工事というのがあるのですが、実はこの図面の今年度の位置図の最終地点ぐらいに、この西線と国道等をつなぐ踏切と道路がここに入っております。御存じだと思いますが、この踏切とその附帯施設の道路というのですか、その国道と西線との間の道路改良、踏切の改良その他についてはどのような計画になっているのか、お知らせをいただきたい。

○議長（前田篤秀君） 中川原建設課長。

○建設課長（中川原英明君） まず、1点目の擁壁関係、全体でどれぐらいあるかということですが、今ちょっと手元に資料ございませんので、後ほど調べたいと思います。ですが、今国からの調査対象となっているのは、あくまでも、先ほど申しましたけれ

ども、重要幹線道路ということで、主として町村道路の1級、交通量とかいろいろ条件があるのですけれども、ですから簡単に言うと、白滝とか丸瀬布地域は該当しなくて、ほぼ遠軽地域に該当する中の先ほど言った斜面安定構造物という限定されています。それをやるということでございます。

それで、委託なものですから委員会のほうに資料は出しておりませんが、どこをやるといえるのは、まず豊里若松間道路、あそこは覆道になっています。トンネルみたいになついているところ、あそこ1カ所170メートル。

それから西町見晴間道路、これはのり枠、前補助事業でやったあそこですね。

それから福路西1線通、これは踏切のアンダーパスの前後です。福路の今の建設管理部に行く途中のところですね。

それから瞰望岩通、これは登っていく前後に山崎火薬さんのほうの、あそこの擁壁がございます。あれが対象になります。あれが180メートル。

それから市街地34号線道路、これはどこだと言うと墓地道路なのですが、菊地地先、ヤマト運輸から上がっていきまして左側に住宅あります。そこに町がつくっております擁壁、あれが該当します。

それから最後に岩見通は、バス会社よりちょっと行った狭いところに擁壁、左手にあります。あそこが対象です。それから職訓校通、これは何年か前に工事でやりました、ツルハを上げていって、右も左もあそこ擁壁でとめておりますので、そこが対象になっております。

それで、先ほど山田議員のおっしゃっていた40号のところは、今現在道道になっておりまして、そこは道で、例の野上通の関係で道道になっておりますので、町の管理対象になっておりません。（「40号線は道道」という声あり）

国道、ローソンありますね。そこからずっと野上通、昔の40号に行って野上通、あれが道道になっているのですよ。それで事業採択になって野上通りの改良をやっていると、今現在その段階です。したがって、あれは道の所管に今現在なっておりますので、全部完成したら町に戻ります。余りここでは、大きい声で言えないのですけれども、そういう事業手法で事業をやっているものですから、あそこは対象外になります。

それと、先ほどおっしゃってました白滝市街西線の今の図面からいったら国道333に抜ける、あの道路については私道でございます。ですから、あそこは町道認定しておりませんので、当然整備はできない状況です。ですから、この工事の終点も、本来はあそこに行って、町道に認定すればこっちに曲がってくるのですけれども、それはできないで、できないでと言うとおかしいのですけれども、麦乾センター、そこまでが終点となっているということで事業認可を受けているということでございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、9款消防費、42ページから43ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 10款教育費、44ページから53ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。
12款分担金及び負担金、10ページから11ページ。
杉本議員。

○10番（杉本信一君） 10ページ、使用料及び手数料のところ、農林水産使用料、交流促進施設やまびこ入館料が予算と比較して121万円の減ということで、これは入浴料は500円ですね。年間二千何百人の減ということになりますよね。この原因はどういうふうにとらえられているのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。
午後 3時02分 休憩

午後 3時04分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。
3時20分まで暫時休憩します。

午後 3時04分 休憩

午後 3時20分 再開

○議長（前田篤秀君） 会議を再開します。
工藤丸瀬布総合支所長。

○丸瀬布総合支所長（工藤敏広君） 先ほどの杉本議員の質問に対して、お答え申し上げます。

交流促進施設やまびこの入館料の減額でございますけれども、入館料先ほど、大人500円なのでございますけれども、そのほかに子供は300円と、大人と子供そういう料金体系になってございます。

それで、今回120万円ほど減額したわけですがけれども、2月末現在で対前年約1,200人ほど利用者が少なくなっております。この原因としましては、昨年10月から12月にかけて週末にはよく雨が降りまして、利用者が対前年より少なくなっている。加えて、昨年いこいの森の中にセンターハウスが建設しましたけれども、そちらのほうにシャワーも新たに付けたということで、そちらの利用が、このうちのやまびこ温泉にも利用が減ったのかなど、そんな分析をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 杉本議員。

○10番（杉本信一君） 今の数字を聞いていて1,200人ほど、子供が300円とい

うことを考えれば、その内訳はちょっと今手元に資料見ているわけではないのであれですが、けれども、ちょっと余り計算が合わないような気がするのです。気がするのですでなくて、合いませんよね。全く合いませんよね。

私が質問させていただいた中で、大小、人数の問題ではないのです。もう終わりましたけれども、歳出のほうで25年度の予定した事業を前倒してチップボイラーを導入すると。設計委託も合わせると6,400万円ですよ。浄化槽もやりますね。これだけのお金を、修繕費をかけて、この施設をこれからも手がけていくのかどうか。これはちょっと予算の審議の中で本格的にやりたいと思いますけれども、その辺の意識をどういうふうに考えられていらっしゃるのか。

今、少子化、人口減少の時代で、近隣には民間の施設があるわけですよ。多分これ全盛期のころと比べると、奥の民間の施設が高齢者対象に無料入浴やられて、相当お客さん減りましたよね、やまびこのほうも。では10年後、20年後を見据えたときに、これだけの金額をかけてこの施設を存続させて運営していくのか、これから先もずっとそれをやられていくのか、私が考えるのは、そろそろいろいろなことを見直しをして、先を見据えていく必要があるのではないのかなと思うのですけれども、支所長として、次の支所長になるのかもしれないけれども、その先をどういうふうにしていくのかという見解ですか、答えなければ町長にお聞きするのがいいのか、ただ私の意見としては、やっぱりいろいろなことを先を見据えて、そろそろいろいろなことを考えて手を打っていくべきなのだろうなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 工藤丸瀬布総合支所長。

○丸瀬布総合支所長（工藤敏広君） あのやまびこ温泉ができてから、ことしで15年になるわけでありまして。当初は結構利用客が多く利用していただいておりますけれども、周辺にいろいろな温泉施設等ができて、利用者数も以前と比べて大分少なくなっております。

私どもの施設としては、何とか利用客の増を図るために町民の無料開放だとか、あるいはお正月にちょっとした施設でイベントを行ったり、手をかえ品をかえ、何とか利用客をふやしたいという思いで私ら支所頑張っているところでございますけれども、頑張ったところでそんなに利用客がふえるわけでなく、今大変苦慮しているところでございます。

利用客がふえなくても、施設の維持費は例年同じ維持費がかかるわけでございます。その中で、今回の補正に計上させていただきましたけれども、チップボイラーの導入ということで、この導入することによって、重油からチップボイラーという燃料費をかえるわけですが、その中で少しでも維持費を減らして、何とか経費を削減して、この施設を維持していきたいというふうに、当面のところそんなふうには思っているところです。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） やまびこ温泉のチップボイラーにつきましては過去から実は、

自然循環型エネルギーというのは、そういった意味で大分前からこういういろいろな導入したいというお話はございました。ただ、今回6,000万円ということですが、これはだから今までですと一般財源で6,000万円というのは、やっぱりなかなか我々も事業実施に踏み切れなかったということでもありますけれども、これはやっぱり総事業費は6,000万円ですが、今回、先ほど来説明のとおり、特財が入っているわけですね。そういった意味で、やはりこれは今やるべきだろうと。そして、今支所長の話の中にもありましたが、そういった意味で、歳出の経費のほうもふやしていきたいなというのがありますし、もう一つは、そういった資源を使っていくということがございます。

それともう一つは、このやまびこ温泉だけを考えると、採算はとれないだろうというふうに思います。しかし、やっぱりあそこは、いこいの森公園一体としてやはり考えていかなければいけないのだろうというふうに思っております。

また、この手の施設、確かにその一つ一つで採算とれているかとれてないかと言えば、これはすべての予算についてのことになりますので、私が今お話ししているわけですが、それであれば、ほかのものも一つ一つどうなのかということになるわけですね。これは、例えば合宿誘致ですとか大会誘致、スポーツ誘致もそうかもしれません。商工業に対する補助金もそうかもしれません。やっぱりここは全く、そのためにこの事業が必要かどうか、果たして目先の歳入、予算上の歳入歳出ではプラスかマイナス論もいろいろありますけれども、それをやはり来年の予算については、これから皆様方とこの議会でまさに審議されて、実施するかしないかというふうになるのだろうというふうに思っております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 杉本議員。

○10番（杉本信一君） 町長の考え方はわかるのですが、一つ一つとか、要するにそのエリアの中で、もしくは相乗効果等々も含めてそれを見据えて、もちろんそれも必要なのだと思うのですが、先ほどの支所長の答弁の中にもありましたように、いこいの森に関して言えば、センターハウスをお金をかけて整備をしているわけですよ。

先ほど私が質問の中でも言わせていただいたように、近隣に民間の施設があるわけですよ。温泉というところに的を絞ればですね。そう遠くないところに民間の施設もあると。では、その存在価値ってどうなのだろうなということは、ぜひ職員の皆さんも、もう一度考え直していただく時期が来ているのではないかなということが一つ。

その予算に計上したチップボイラー、補助が出るということの中で、何とか今回設置に向けた方向で動き出した。では存続をさせるのだということであれば、そのチップボイラーによってランニングコストを抑えることができる。それだけでは集客にはなりませんよね。その部分で。ではこの施設はどんなコンセプトがあって、10年後、20年後に向けてどんなビジョンを持って運営していくのだ、そのところを明確にしないとうまくいかない。ただただ経費、運営費をかけて、その部分が赤になっていくだけだと思うのです。

《平成25年3月11日》

過去の事例に学べば、そういうことはもう大分昔から言われていることなのだろうと思うのですよ。三セクが、そういう形でうまくいかない。コストの意識がないというところの中で、だからその部分をやはりもう1回見つめ直して、存続をさせるのであれば、どういうビジョンを持って、どういう計画を持って運営していくのかというところを、予算、質疑の中でも、予算特別委員会の中でもお示しをしてほしいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 工藤丸瀬布総合支所長。

○丸瀬布総合支所長（工藤敏広君） 今、議員の御指摘のとおり、建設してから15年になりますので、これからの存続に向けて、ビジョンというものを新たにつくったらどうかというお話でございますけれども、私どもこういうふうに毎年利用客も少なくなってきたというところで、見直しの時期に来ているのかなというふうにも思いますし、見直しということは、ビジョンを1回検証する時期に来ているのかなというふうに思っておりますので、そんな方向で進めたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、13款使用料及び手数料、10ページから11ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、14款国庫支出金、10ページから11ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、15款道支出金、10ページから13ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、16款財産収入、12ページから13ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、17款寄附金、12ページから13ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、18款繰入金、12ページから13ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、20款諸収入、12ページから13ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、21款町債、12ページから15ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 中川原建設課長。

○建設課長（中川原英明君） 先ほど山田議員のほうから御質問がありました、擁壁関係は遠軽町で何カ所あるのだということについてお答えしたいと思います。

先ほど申しました遠軽地域7基のうちの擁壁部分が5基、これ以外に小さいのはござい

ますけれども、今申し上げている補助対象になる擁壁関係は5カ所、それから白滝に1カ所ございますけれども、高さ2メートルぐらいなのですけれども、場所的には交通量がないということで対象外です。そこが1カ所。それから、生田原、丸瀬布は対象になる箇所はございません。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 次に、第2表、継続費補正、3ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、次に、第3表、繰越明許費補正、4ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、次に、第4表、債務負担行為補正、5ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、次に第5表、地方債補正、6ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、これをもって、議案第11号の質疑を終わります。

次に、議案第12号平成24年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款保険給付費、8ページから17ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、4款基金積立金、18ページから19ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、次に、2、歳入に入ります。

4款国庫支出金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、5款支払基金交付金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、6款道支出金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、7款財産収入、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、8款繰入金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、9款繰越金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、議案第12号の質疑を終わります。

次に、議案第13号平成24年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

1款個別排水処理費、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、次に、2、歳入に入ります。

3款繰入金、7ページから8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、4款繰越金、7ページから8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、6款町債、7ページから8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、第2表、地方債補正、3ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、議案第13号の質疑を終わります。

次に、議案第14号平成24年度遠軽町水道事業会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑は、実施計画、資金計画、予定貸借対照表を省略し、補正予算明細により行います。

収益的収入及び支出、5ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、議案第14号の質疑を終わります。

次に、議案第15号平成24年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑は、実施計画、資金計画、予定貸借対照表を省略し、補正予算明細により行います。

収益的収入及び支出、6ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、資本的収入及び支出、7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、議案第15号の質疑を終わります。

以上で、議案5件の質疑を終わります。

これより、一括上程いたしました議案5件を採決いたします。

採決は、上程の順より、各案件ごとに行います。

これより、議案第11号平成24年度遠軽町一般会計補正予算（第9号）を採決いたし

ます。

本案は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号平成24年度遠軽町介護保険特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号平成24年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号平成24年度遠軽町水道事業会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号平成24年度遠軽町下水道事業会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第16号から日程第26 議案第23号

○議長(前田篤秀君) 日程第19 議案第16号平成25年度遠軽町一般会計予算、日程第20 議案第17号平成25年度遠軽町国民健康保険特別会計予算、日程第21 議案第18号平成25年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算、日程第22 議案第19号平成25年度遠軽町介護保険特別会計予算、日程第23 議案第20号平成25年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算、日程第24 議案第21号平成25年度遠軽町公共用

《平成25年3月11日》

地先行取得事業特別会計予算、日程第25 議案第22号平成25年度遠軽町水道事業会計予算、日程第26 議案第23号平成25年度遠軽町下水道事業会計予算、以上、議案8件は、関連がありますので一括して議題といたします。

上程の順より、提出者の説明を求めます。

太田財政課長。

○財政課長（太田 守君） 議案第16号平成25年度遠軽町一般会計予算について御説明いたします。

平成25年度遠軽町一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ135億2,600万円と定めるものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」により御説明いたします。

継続費につきましては、「第2表継続費」により御説明いたします。

債務負担行為につきましては、「第3表債務負担行為」により御説明いたします。

地方債につきましては、「第4表地方債」により御説明いたします。

一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を15億円と定めるものであります。

それでは、1ページ、第1表、歳入歳出予算の歳入から御説明いたします。

1款町税につきましては、1項町民税8億9,677万円、2項固定資産税7億7,593万3,000円、3項軽自動車税3,688万6,000円、4項たばこ税1億8,159万1,000円、5項入湯税215万3,000円及び6項都市計画税9,824万3,000円を合わせまして、19億9,157万6,000円とするものであります。

2款地方譲与税につきましては、1項地方揮発油譲与税5,400万円及び2項自動車重量譲与税1億2,000万円を合わせまして、1億7,400万円とするものであります。

3款利子割交付金につきましては、400万円とするものであります。1項同額であります。

4款配当割交付金につきましては、150万円とするものであります。1項同額であります。

5款株式等譲渡所得割交付金につきましては、40万円とするものであります。1項同額であります。

6款地方消費税交付金につきましては、2億円とするものであります。1項同額であります。

7款自動車取得税交付金につきましては、3,000万円とするものであります。1項同額であります。

8款国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、350万円とするものであります。1項同額であります。

《平成25年3月11日》

9 款地方特例交付金につきましては、600 万円とするものであります。1 項同額であります。

10 款地方交付税につきましては、71 億円とするものであります。1 項同額であります。

11 款交通安全対策特別交付金につきましては、300 万円とするものであります。1 項同額であります。

12 款分担金及び負担金につきましては、1 項分担金140 万9,000 円及び2 項負担金1 億5,252 万2,000 円を合わせまして、1 億5,393 万1,000 円とするものであります。

13 款使用料及び手数料につきましては、1 項使用料3 億8,655 万4,000 円及び2 項手数料6,553 万9,000 円を合わせまして、4 億5,209 万3,000 円とするものであります。

14 款国庫支出金につきましては、1 項国庫負担金4 億862 万5,000 円、2 項国庫補助金5 億2,491 万2,000 円及び3 項委託金1,803 万8,000 円を合わせまして、9 億5,157 万5,000 円とするものであります。

15 款道支出金につきましては、1 項道負担金3 億2,094 万円、2 項道補助金1 億9,476 万9,000 円及び3 項委託金3,527 万円を合わせまして、5 億5,097 万9,000 円とするものであります。

16 款財産収入につきましては、1 項財産運用収入3,539 万1,000 円及び2 項財産売却収入1,639 万6,000 円を合わせまして、5,178 万7,000 円とするものであります。

17 款寄附金につきましては、3 万円とするものであります。1 項同額であります。

18 款繰入金につきましては、1 億6,057 万8,000 円とするものであります。1 項同額であります。

19 款繰越金につきましては、5,000 万円とするものであります。1 項同額であります。

20 款諸収入につきましては、1 項延滞金、加算金及び過料60 万2,000 円、2 項町預金利子47 万円、3 項貸付金元利収入2,792 万5,000 円、4 項受託事業収入87 万円及び5 項雑入8,248 万4,000 円を合わせまして、1 億1,235 万1,000 円とするものであります。

21 款町債につきましては、15 億2,870 万円とするものであります。1 項同額であります。

これによりまして、歳入合計を135 億2,600 万円とするものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

1 款議会費につきましては、9,374 万6,000 円とするものであります。1 項同額であります。

《平成25年3月11日》

2款総務費につきましては、1項総務管理費28億5,571万4,000円、2項徴税費2,233万3,000円、3項戸籍住民基本台帳費800万円、4項選挙費2,952万5,000円、5項統計調査費190万3,000円及び6項監査委員費183万円を合わせまして、29億1,930万5,000円とするものであります。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費21億1,902万2,000円及び2項児童福祉費4億1,475万3,000円を合わせまして、25億3,377万5,000円とするものであります。

4款衛生費につきましては、1項保健衛生費5億8,036万9,000円及び2項清掃費6億4,628万6,000円を合わせまして、12億2,665万5,000円とするものであります。

5款労働費につきましては、3,218万3,000円とするものであります。1項同額であります。

6款農林水産業費につきましては、1項農業費1億9,612万4,000円及び2項林業費1億3,252万6,000円を合わせまして、3億2,865万円とするものであります。

7款商工費につきましては、3億7,736万9,000円とするものであります。1項同額であります。

8款土木費につきましては、1項土木管理費770万6,000円、2項道路橋りょう費6億8,098万7,000円、3項河川費1,018万円、4項都市計画費1億1,949万5,000円、5項下水道費5億9,835万1,000円及び6項住宅費4億8,366万8,000円を合わせまして、19億38万7,000円とするものであります。

9款消防費につきましては、7億2,538万4,000円とするものであります。1項同額であります。

10款教育費につきましては、1項教育総務費8,404万6,000円、2項小学校費2億9,714万3,000円、3項中学校費1億5,276万6,000円、4項学校給食費9,120万5,000円、5項幼稚園費2,804万1,000円、6項社会教育費1億5,267万1,000円及び7項保健体育費2億3,500万6,000円を合わせまして、10億4,087万8,000円とするものであります。

11款災害復旧費につきましては、180万円とするものであります。1項同額であります。

12款公債費につきましては、23億3,586万8,000円とするものであります。1項同額であります。

13款予備費につきましては、1,000万円とするものであります。1項同額であります。

これによりまして、歳出合計を135億2,600万円とし、歳入歳出同額とするものであります。

《平成25年3月11日》

次に、第2表、継続費について御説明いたします。

継続費につきましては、8款土木費2項道路橋りょう費、向遠軽開拓道路改良舗装工事、平成25年度は2カ年度で実施するもので、総額、年度及び年度割につきましては、記載のとおりでございます。

次に、第3表、債務負担行為について御説明いたします。

社名淵原野道路阿部橋架替工事負担金につきましては、北海道が実施する事業に対する町負担金でありまして、期間及び限度額につきましては、記載のとおりであります。

次に、第4表、地方債について御説明いたします。

地方債につきましては、特別養護老人ホーム花の苑建設事業から臨時財政対策債まで、地方債総額を15億2,870万円とするものであります。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりであります。

最後に、平成25年度遠軽町一般会計予算のうち、主要な工事等の概要は、赤番8、平成25年度遠軽町予算に関する資料、工事関係説明資料により、後ほど担当から御説明をいたします。

その他の事業の内容につきましては、赤番7、平成25年度遠軽町予算に関する資料、事業別予算説明書を御参照願います。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） 赤番8の1ページをお開き願います。遠軽地域生活安全灯改修工事につきまして御説明いたします。

この工事は、昨年発生しましたマイマイガ対策として、位置図に表示のとおり、中心商店街の生活安全灯を平成25年度から平成29年度までの5年間で、現在の水銀灯からLEDへの改修を計画したものであります。この5年間で72ワットのLEDで90灯を改修しますが、各年度別の実施灯数は、位置図の凡例に表示のとおりとなっております。

また、各年度ごとの実施箇所は位置図に記載のとおりです。

平成25年度に実施します改修工事箇所は、位置図左側の岩見通南3丁目、4丁目となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） それでは、企画のほうから2ページにつきまして御説明申し上げます。

地域の元気臨時交付金事業について御説明申し上げます。

この交付金につきましては、平成25年1月15日に閣議決定されました日本経済再生に向けた緊急経済対策に基づきまして、国の平成24年度補正予算第1号において創設された交付金でございます。

国の予算につきましては、平成25年2月26日で可決設立しております。

《平成25年3月11日》

町といたしまして、この地域の元気臨時交付金を活用いたしまして、地域経済の活性化と雇用の創出を図るものでございます。

この交付金の内容につきましては、経済対策により追加する公共事業に対する地方負担の8割程度を地方単独事業などに活用できる交付金として、自治体、市町村に還元されるものでございます。全国で総額で1兆3,980億円の交付を見込んでおります。

仕組みにつきましては、公共事業の執行については、地元の自治体の負担が必要になります。財政状況が厳しい自治体にとりましては、負担抛出に消極的になれば経済対策となります公共事業が積み上がらないため、補正予算で措置いたします追加公共事業に限り、その負担額に応じた交付金を交付いたしまして、地方の負担額を軽減する仕組みとなっております。

先ほど、補正予算で御決定いただきましたけれども、資料赤番4で御説明いたしました平成24年度遠軽町一般会計補正予算（第9号）に関する資料、緊急経済対策に伴う追加公共事業、これがこの交付金の基礎となる追加公共事業でございます。

これを受けまして、この交付金を活用いたしまして、平成25年度において、お手元に配付しております、資料2ページにあります事業を実施するものでございます。

事業の内容につきましては、後ほどそれぞれの担当課から御説明があらうかと思っておりますので、私のほうからは省略をさせていただきます。

歳出につきましては、委託料として、寿8号通行革設計業務委託200万円、工事請負費といたしまして、高齢者総合生活福祉センター車寄せ屋根改修工事から、遠軽基幹集落センター暖房設備取替工事まで21本、2億2,935万円、合わせまして2億3,135万円の予算計上でございます。

3ページ以降につきましては、主な事業の位置図を示しております。

歳入につきましては、国庫補助金で地域の元気臨時交付金として予算の計上をしております。

執行残等を考慮いたしまして、交付予定額を上回る予算を計上しているところでございます。

これら事業につきましては、平成25年度予算で総務費におきまして地域経済活性化対策費、地域の元気臨時交付金事業として一括計上をしております。

以上、簡単ですけれども、地域の元気臨時交付金事業につきまして、企画課のほうの説明を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 中川原建設課長。

○建設課長（中川原英明君） それでは、3ページをお開きください。

これは遠軽地域の位置図でございます。図面番号①は中通排水整備工事で、既設現場打ちトラフが破損するなど、老朽化が著しく、局部的な修繕対応ができないことなどから、歩行者などに危険な状況であるため、昨年度に引き続き実施するもので、工事内訳は右下

《平成25年3月11日》

凡例のとおり、排水整備として径250ミリ、延長110メートルの両側を改修するものでございます。

図面番号②は、北9丁目1号通排水整備工事で、既設道路の雨水処理は浸透枡で応急処理していましたが、下水道雨水管新設に伴い、道路排水の安定を図るため、昨年度に引き続き実施するもので、工事内訳は右下凡例のとおり、延長90メートルの区間に雨水枡8カ所を設置するものでございます。

図面番号③は、寿8号通道路改良工事で、現況は未改良の防じん処理舗装であり、凍上による路面の損傷が著しい状況にあることから、下水道整備と合わせて改良舗装を実施するものでございます。工事内訳は右下凡例のとおり、延長140メートル、車道幅員4.5メートルを実施するものでございます。

図面番号④は、南3丁目中通道路改良工事で、現況は未改良の防じん処理であり、降雨時及び融雪時に排水施設がないため、水たまりなどで通行に大変苦慮している道路であり、地域住民の要望も強いことなどから、改良舗装工事を実施するもので、工事内訳は右下凡例のとおり、延長150メートル、車道幅員5.5メートルを実施するものでございます。

4ページは、丸瀬布地域の位置図でございます。

図面番号①は、東町山手線横断管補修工事で、既設横断管が老朽化により一部損傷しており、放置することで道路陥没などの交通安全上最も危険な状況にあることなどから実施するもので、工事内訳は右下凡例のとおり、排水整備として横断管径1,000ミリを延長20メートル実施するものでございます。

5ページは、生田原地域の位置図でございます。

図面番号①は、日進団地線排水整備工事で、近年のゲリラ豪雨により、日進団地周辺地域で床下浸水などの被害が生じていることなどから実施するもので、工事内訳は右下凡例のとおり、排水整備として管径600ミリを延長110メートル実施するものでございます。

図面番号②は、御園川護岸改修工事で、既設積みブロックが老朽化により破損してきており、破損箇所の一部を大型土のうで応急措置している状況であり、今後増水などにより護岸崩壊のおそれもあることなどから実施するもので、工事内訳は右下凡例のとおり、護岸改修として、積みブロック延長15メートルの両側を実施するものでございます。

続きまして、6ページは遠軽地域の位置図でございます。

図面番号①は、中央通交通バリアフリー歩道整備工事で、バリアフリー新法に基づき、国から遠軽町が指定を受けた特定道路において、個人の車両、出入り口の勾配緩和を基本に、高齢者、障害者などが安心・安全に通行できる歩道の局部整備を昨年引き続き実施するもので、工事内訳は右下凡例のとおり、延長80メートル、歩道幅員3メートルの両側を実施するものでございます。

以上です。

《平成25年3月11日》

○議長（前田篤秀君） 藤江教育部次長。

○教育部次長（藤江敏博君） 職員住宅新築工事につきまして御説明をさせていただきます。

資料の7ページをお開き願います。このページから10ページまでが教職員住宅新築工事の位置図、配置図、平面図及び立面図となっております。

この工事は、地域の元氣臨時交付金によりまして、教職員の住環境を整備するため、南小学校の校長住宅及び教頭住宅を改築するものであります。

建設場所は、南町4丁目2番地2地先を予定しております。建物は木造平屋建てで、1戸建て2棟を建設するものであります。1棟の建物面積は、85.86平方メートルで計画をしております。建物の形状は、東小学校及び遠軽中学校の校長、教頭住宅と同様の住宅を予定しております。

以上で教職員住宅新築工事の説明を終わらせていただきます。

続きまして、次に南中学校自転車置場整備工事につきまして御説明をさせていただきます。

資料の11ページをお開き願います。このページから次のページまでが南中学校自転車置場整備工事の位置図及び配置図となっております。

この工事につきましても、地域の元氣臨時交付金によりまして、かねてから自転車収容台数の不足、また、防犯上の問題からも要望が寄せられていました自転車置場を整備するものであります。

既存の自転車置場の自転車収容台数は120台程度でありまして、自転車通学が全生徒に許可されている現在、その収容台数は210台ほど必要であり、また、自転車置場の位置につきましても、防犯上からも職員室から確認できる場所に設置が望まれていたものであります。

自転車置場の構造は、土間コンクリート鉄骨造で、両側から自転車を収容できるものを予定しております。

以上で南中学校自転車置場整備工事の説明を終わらせていただきます。

○議長（前田篤秀君） 渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） 13ページをお開き願います。

旭野一般廃棄物最終処分場中間処理施設増築工事について御説明いたします。

この工事は、旭野一般廃棄物最終処分場の使用期限の延命化対策として、新たに中間処理施設を設置するものです。

工事の主なものとしては、リサイクルできない、その他のプラスチックを圧縮梱包する機械及びその機械を収納する建物などの中間処理施設を増築するものであります。

この工事によりまして、埋設処理するごみ量と覆土量の減量化を図り、当施設の使用期限を延命するものであります。

資料13ページは、旭野一般廃棄物最終処分場の位置を示しております。

資料14ページは、増築工事の平面図及び北と東側断面図となっております。黒く太い実線部分が平成25年度に増築する部分でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 安藤農政林務課長。

○農政林務課長（安藤清貴君） 続きまして、農政林務課関係の工事概要について御説明いたします。

別紙赤番8の15ページをお開きください。

白滝地域の農林水産物直売・食材供給施設管理事業の位置図でございます。

図面番号①は、白滝農林水産物直売・食材供給施設増築等工事でありまして、図面中央から左上で奥白滝地区の旭川紋別自動車道パーキングエリアにあります白滝農林水産物直売・食材供給施設であります。

16ページをお開き願います。

施設の配置図でありまして、増築部分は図面左側にあります平面図の斜線部分でありまして、レストラン部分と直売コーナー部分が手狭であることから、入り口前の木製デッキの場所と厨房スペースを39.69平方メートル増築するものであります。

そのほかに、外壁塗装と床下ピット内配管改修工事も行うもので、左図面右側が立面図であります。

次に、17ページをごらんください。遠軽地域の町有林整備事業の位置図でございます。今年度予定しております町有林整備事業について御説明いたします。

事業箇所ではありますが、弥生地区1カ所、図面中央から右下丸斜線部分でありまして、樹種はグイマツ雑種F1、事業内容は除間伐で、面積12.0ヘクタールを計画しております。

次に、18ページをお開きください。丸瀬布地域の位置図でございます。

事業箇所は上武利地区2カ所、図面中央丸斜線部分で、樹種はトドマツ、事業内容は植栽、面積は4.76ヘクタールを計画しております。

次に、19ページをごらんください。丸瀬布地域の小規模治山事業の位置図でございます。

図面番号①は、平和山公園小規模治山工事でありまして、平和山公園に至る町道のり面について、経年劣化等により危険な状況にあるため、小規模治山事業により法面の改修を平成24年度から平成26年度までの3カ年計画で行っているもので、今年度は延長72メートル、面積930平方メートルの法面を整備するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 工藤丸瀬布総合支所長。

○丸瀬布総合支所長（工藤敏広君） 続きまして、観光施設関係の工事概要について御説明申し上げます。

別紙赤番8の20ページをお開き願います。

《平成25年3月11日》

ふるさと公園トイレ改修工事の位置及び内容について御説明申し上げます。

工事の位置は、図面左下①と表記されている箇所ございまして、遠軽町丸瀬布元町丸瀬布ふるさと公園にありますトイレ333の男性用及び女性用の和式便器各2基をそれぞれ洋式化するものであります。

次に、21ページ、いこいの森キャンプ場A棟トイレ浄化槽設置工事について御説明申し上げます。

遠軽町丸瀬布上武利森林公園いこいの森キャンプ場第1フリーサイトにあります、図面左上①Aトイレの老朽化しました循環型再生装置を200人規模の合併浄化槽とするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 中川原建設課長。

○建設課長（中川原英明君） 続きまして、建設課関係の工事概要について御説明いたします。

22ページをお開き願います。

遠軽地域の道路橋りょう維持事業の位置図でございます。

図面番号①は、清川瀬戸瀬間道路大規模橋長寿命化工事で、遠軽市街地と瀬戸瀬地区を結ぶ幹線道路で、バス路線でもあり、特に既設橋の橋台2基においてひび割れなどが発生し、老朽化している状況にあることから実施するものでございます。

工事内訳は、右下凡例のとおり、橋りょう長寿命化工事として、既設橋りょう延長9.5メートル、幅員7.5メートルの下部工橋台補修及び上部工局部補修などを実施するものでございます。

23ページは、生田原地域の道路橋りょう維持事業の位置図でございます。

凡例の中の路線名の次に、委託内訳となっておりますが、工事内訳に恐れ入りますが、御訂正お願いいたします。失礼いたしました。

図面番号①は、八重黄金沢線法面補修工事で、黄金沢川の影響により、町道の法面が崩壊していることから補修するもので、工事内訳は右下凡例のとおり、法面補修としてふとんかご延長16メートルを実施するものでございます。

図面番号②は、八重9号線排水路補修工事で、町道の排水を処理しているU型トラフが局部的に破損していることから補修するもので、工事内訳は右下凡例のとおり、排水路補修としてU型トラフ、延長36メートルを実施するものでございます。

図面番号③は、東区4線縁石補修工事で、既設縁石、既設雨水柵が凍上により破損していることなどから補修するもので、工事内訳は右下凡例のとおり、縁石補修として延長25メートルを実施するものでございます。

24ページは、遠軽地域の道路新設改良事業の位置図でございます。

図面番号①は、向遠軽開拓道路改良工事24年度国債、図面番号②は25年度国債であり、防衛施設周辺民生安定施設整備事業でございます。

《平成25年3月11日》

現況は、未改良の砂利道路であり、遠軽町清掃センターがあることなどから、廃棄物収集車や一般利用者などの交通量が多く、急カーブ、急勾配や砂ぼこりによる視界不良が交通障害などになっていることから実施するもので、工事内訳は右下凡例のとおり、改良舗装として24年度国債は既に発注済みで、延長320メートル、幅員5.5メートル、25年度国債は延長350メートル、幅員5.5メートルを実施するものでございます。

図面番号③は、学田1丁目1条通道路改良舗装工事で、現況は未改良の防じん処理舗装であり、道道遠軽雄武線と市街地34号線を結ぶ生活道路でございますが、凍上による既設舗装の凹凸や損傷が著しいことから、平成23年度から着手し、最終年度として実施するものでございまして、工事内訳は右下凡例のとおり、改良舗装として延長100メートル、幅員5.5メートルでございます。

図面番号④は、西町2丁目10号通道路改良舗装工事で、現況は未改良の防じん処理舗装で、凍上による路面の損傷や水たまりなどが著しい状況にあり、地域住民などから改良舗装工事の要望が非常に強いことから実施するものでございまして、工事内訳は右下凡例のとおり、改良舗装として延長180メートル、幅員4.5メートルでございます。

図面番号⑤は、北11丁目3号通道路改良舗装工事で、現況は未改良の砂利道路で、道路排水もないことから、水たまりやほこりなどが著しいことから実施するもので、工事内訳は右下凡例のとおり、改良舗装として延長260メートル、幅員5.5メートルでございます。

図面番号⑥は、西町跨線橋附帯工事で、JR北海道の受託工事以外の箇所を町が施工するもので、岩見通側の既設階段の撤去と、撤去した後の町道のすりつけ工事を実施するものでございます。

25ページは、遠軽地域の河川維持管理事業の位置図でございます。

図面番号①は、トウナイ川河川維持工事で、上流から土砂が本河川に流入し、河川断面を閉塞していることから、大雨時の遠軽駐屯地及び住宅地並びに畑などへの冠水を防止するため、24年度に引き続き実施するもので、工事内訳は右下凡例のとおり、伐木、土砂除去として、延長250メートルを実施するものでございます。

次に、26ページは、生田原地域の地籍整備事業の位置図でございます。

地籍の明確化を図り、土地の実態把握のため、国土調査法及び国土調査促進特別措置法に基づき、交付金事業で実施しているものでございまして、平成25年度事業内訳は右下凡例のとおり、番号①、旭野1-1地区、面積10.05平方キロメートル、番号②、伊吹3-1地区、面積8.95平方キロメートルを行うものでございます。

次に、27ページは、遠軽地域の街路新設改良事業の位置図でございます。

図面番号①は、3・6・9岩見通道路改良工事で、道道遠軽雄武線と国道242号を結ぶ幹線道路で、中心市街地から工業地区を連絡する道路でもありますが、現況は未改良の防じん処理舗装で、路面状況も悪く、幅員も狭いため、交通安全上極めて危険であることから実施するものでございます。

工事内訳は右下凡例のとおり、改良舗装として延長120メートル、幅員8.5メートル、歩道2.5メートルの両側を実施するものでございます。

28ページは、遠軽地域の町営住宅建設事業の位置図でございます。

図面番号①は、ふくろ団地公営住宅新築工事1号棟で、遠軽地域の公営住宅の不足は深刻であることや、昭和49年から56年度建設の学田団地の老朽化などに伴い、移転建てかえのため実施しているもので、平成24、25年度の継続事業で実施するものでございます。

事業内訳は右下凡例のとおり、鉄筋コンクリート造5階建て1棟25戸、延べ床面積2,455平方メートルの建設並びに図面番号②で、外構附帯工事として駐車場整備などを行うものでございます。

なお、関連図面は、29ページは配置図、30ページは平面図、31ページは立面図をそれぞれ添付しておりますので、お目通し願います。

また、28ページの図面番号③は、福路旧職員住宅、旧教職員住宅解体工事で、ふくろ団地整備に伴い実施するもので、事業内訳は右下凡例のとおり、簡易耐火構造平屋建て6棟9戸と木造平屋建て6棟12戸を合わせた12棟21戸の解体工事を実施するものでございます。

図面番号④は、学田団地公営住宅解体工事で、老朽化が著しい家屋から順次実施するものでございまして、事業内訳は右下凡例のとおり、簡易耐火構造平屋建て4棟16戸の解体工事を実施するものでございます。

32ページは、丸瀬布地域の町営住宅建設事業の位置図でございます。

図面番号①は、やまなみ団地地域優良賃貸住宅建設工事で、病院、福祉施設などがあり、単身勤労者や中堅所得者などの受け皿としての賃貸住宅建設が急務となったことから実施するもので、事業内訳は右下凡例のとおり、木造平屋建て1棟4戸を建設するものでございます。

図面番号②は、若葉2号団地公営住宅下水道接続工事で、浄化槽設置から10年経過し、下水道への切りかえが可能となり、居住性、住環境、衛生の向上を図るため実施するものでございまして、事業内訳は右下凡例のとおり、木造平屋建て6棟12戸の下水道接続を実施するものでございます。

図面番号③は、新町第2号団地公営住宅解体工事で、老朽化が著しい家屋から解体撤去するもので、事業内訳は右下凡例のとおり、簡易耐火構造平屋建て1棟2戸の解体を実施するものでございます。

次に、33ページは、白滝地域の町営住宅建設事業の位置図でございます。

図面番号①は、東区団地公営住宅解体工事で、老朽化が著しい家屋から、これも順次解体していくもので、事業内訳は右下凡例のとおり、簡易耐火構造平屋建て1棟4戸の解体を実施するものでございます。

以上です。

《平成25年3月11日》

○議長（前田篤秀君） 藤江教育部次長。

○教育部次長（藤江敏博君） それでは、教育関係で、南小学校大規模改修工事につきまして御説明をさせていただきます。

資料の34ページをお開き願います。このページから次のページまでが、南小学校の位置図及び平面図となっております。

南小学校の大規模改修工事につきましては、平成23年度から平成25年度までの3年での工事を計画しているものでありまして、平成25年度が最終年度となります。平成25年度の工事につきましては、主に35ページ、平面図右側下部黒実線内に示しております4項目の工事となります。

それぞれの工事内容であります。図面黒く網かけしています部分、校舎棟外壁改修につきましては、外壁塗装、窓枠、皿板水切りの改修及び一部網戸の設置であります。

次に、図面右下校舎棟玄関・ポーチの改修につきましては、内側及び外側の玄関ドアを引きあけに、自動ドア及び痛みが激しいポーチを改修するものであります。

次に、図面右側に引き出しております校舎棟児童トイレの改修につきましては、1階から3階までの児童トイレ内の改修でありまして、女子トイレにつきましては、現在あります4基の和式便器を3基の洋式便器に、男子トイレにつきましては、4基の小便器を3基に、2基の和式便器を洋式便器に及び給排水の改修をするものであります。また、小便器につきましては、フラッシュバルブの便器に取りかえるものであります。

次に、照明の改修につきましては、1階から3階までの廊下、生徒、職員玄関、職員室及び会議室等の照明を改修するものであります。

以上が、南小学校の主な工事改修計画であります。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午後 4時22分 休憩

午後 4時22分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開いたします。

渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） 議案第17号平成25年度遠軽町国民健康保険特別会計予算について御説明をいたします。

平成25年度遠軽町国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億7,075万1,000円と定めるものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」により御説明いたします。

一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項により、借り入れの最高額を1億円と定めるものであります。

国保の1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算。

1、歳入から御説明いたします。

1款国民健康保険税につきましては、4億2,244万6,000円とするものであります。1項同額であります。

2款使用料及び手数料につきましては、22万6,000円とするものであります。1項同額であります。

3款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金4億3,837万円及び2項国庫補助金1億2,553万1,000円を合わせまして、5億6,390万1,000円とするものであります。

4款療養給付費交付金につきましては、6,153万2,000円とするものであります。1項同額であります。

5款前期高齢者交付金につきましては、8億4,613万6,000円とするものであります。1項同額であります。

6款道支出金につきましては、1項道負担金1,918万9,000円及び2項道補助金1億2,631万8,000円を合わせまして、1億4,550万7,000円とするものであります。

7款共同事業交付金につきましては、2億9,546万3,000円とするものであります。1項同額であります。

8款財産収入につきましては、1,000円とするものであります。1項同額であります。

9款繰入金につきましては、3億3,522万7,000円とするものであります。1項同額であります。

10款繰越金につきましては、1,000円とするものであります。1項同額であります。

11款諸収入につきましては、1項延滞金、加算金及び過料30万4,000円、2項受託事業収入1,000円及び3項雑入6,000円を合わせまして、31万1,000円とするものであります。

これによりまして、歳入合計を26億7,075万1,000円とするものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

国保の2ページをお開き願います。

2、歳出。

1款総務費につきましては、1項総務管理費3,889万1,000円、2項徴税費265万5,000円、3項運営協議会費15万2,000円及び4項特別対策事業費1,218万円を合わせまして、5,387万8,000円とするものであります。

2款保険給付費につきましては、1項療養諸費16億3,320万9,000円、2項高額療養費2億581万6,000円、3項移送費30万円、4項出産育児諸費840万5,

《平成25年3月11日》

000円及び5項葬祭諸費120万円を合わせまして、18億4,893万円とするものであります。

3款後期高齢者支援金等につきましては、2億9,577万6,000円とするものであります。1項同額であります。

4款前期高齢者納付金等につきましては、17万円とするものであります。1項同額であります。

5款老人保健拠出金につきましては、1万6,000円とするものであります。1項同額であります。

6款介護納付金につきましては、1億2,266万4,000円とするものであります。1項同額であります。

7款共同事業拠出金につきましては、3億3,029万5,000円とするものであります。1項同額であります。

8款保健事業費につきましては、1項保健事業費633万9,000円及び2項特定健康診査等事業費1,044万6,000円を合わせまして、1,678万5,000円とするものであります。

9款公債費につきましては、4万1,000円とするものであります。1項同額であります。

10款諸支出金につきましては、209万6,000円とするものであります。1項同額であります。

11款予備費につきましては、10万円とするものであります。1項同額であります。

これによりまして、歳出合計を26億7,075万1,000円とし、歳入歳出同額とするものであります。

また、予算の詳細につきましては、別冊赤番7、平成25年度遠軽町予算に関する資料、事業別予算説明書331ページから333ページまで資料を添付しておりますので、御参照願います。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第18号平成25年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

平成25年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,679万2,000円と定めるものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」により御説明いたします。

後期高齢の1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算、歳入から御説明いたします。

1、歳入。

1款後期高齢者医療保険料につきましては、1億9,688万円とするものであります。

《平成25年3月11日》

す。1項同額であります。

2款使用料及び手数料につきましては、2万円とするものであります。1項同額であります。

3款広域連合交付金につきましては、1,000円とするものであります。1項同額であります。

4款繰入金につきましては、8,988万4,000円とするものであります。1項同額であります。

5款繰越金につきましては、1,000円とするものであります。1項同額であります。

6款諸収入につきましては、1項延滞金、加算金及び過料2,000円、2項償還金及び還付加算金2,000円及び3項雑入2,000円を合わせまして、6,000円とするものであります。

これによりまして、歳入合計を2億8,679万2,000円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

2、歳出。

1款総務費につきましては、1項総務管理費194万7,000円及び2項徴収費21万5,000円を合わせまして、216万2,000円とするものであります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、2億8,369万2,000円とするものであります。1項同額であります。

3款諸支出金につきましては、83万8,000円とするものであります。1項同額であります。

4款予備費につきましては、10万円とするものであります。1項同額であります。

これによりまして、歳出合計を2億8,679万2,000円とし、歳入歳出同額とするものであります。

また、予算の詳細につきましては、別紙赤番7、平成25年度遠軽町予算に関する資料、事業別予算説明書334ページに資料を添付しておりますので、御参照願います。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 松橋保健福祉課長。

○保健福祉課長（松橋行雄君） 議案第19号平成25年度遠軽町介護保険特別会計予算について御説明いたします。

平成25年度遠軽町介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億352万7,000円と定めるものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」により御説明いたします。

一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定により、借入金の

《平成25年3月11日》

最高額を5,000万円と定めるものであります。

予算書の1ページ、第1表、歳入歳出予算の1、歳入から御説明いたします。

1款介護保険料につきましては、2億2,790万4,000円とするものであります。

1項同額であります。

2款分担金及び負担金につきましては、820万9,000円とするものであります。

1項同額であります。

3款使用料及び手数料につきましては、511万5,000円とするものであります。

1項同額であります。

4款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金2億5,369万7,000円及び2項国庫補助金1億2,412万7,000円を合わせまして、3億7,782万4,000円とするものであります。

5款支払基金交付金につきましては、4億1,453万6,000円とするものであります。1項同額であります。

6款道支出金につきましては、1項道負担金2億650万5,000円、2項道補助金726万3,000万円を合わせまして、2億1,376万8,000円とするものであります。

7款財産収入につきましては、7万5,000円とするものであります。1項同額であります。

8款繰入金につきましては、1項一般会計繰入金2億1,646万6,000円及び2項基金繰入金3,962万5,000円を合わせまして、2億5,609万1,000円とするものであります。

9款繰越金につきましては、1,000円とするものであります。1項同額であります。

10款諸収入につきましては、1項延滞金、加算金及び過料1,000円及び2項雑入3,000円を合わせまして、4,000円とするものであります。

これによりまして、歳入予算の合計を15億352万7,000円とするものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

1款総務費につきましては、1項総務管理費868万7,000円、2項徴収費58万5,000円、3項介護認定諸費2,573万9,000円を合わせまして、3,501万1,000円とするものであります。

2款保険給付費につきましては、1項介護サービス等諸費13億1,100万3,000円、2項高額介護サービス等費3,011万4,000円、3項高額医療合算介護サービス等費347万6,000円、4項特定入所者介護サービス等費7,004万5,000円及び5項その他諸費138万2,000円を合わせまして、14億1,602万円とするもの

《平成25年3月11日》

であります。

3款地域支援事業費につきましては、1項介護予防事業費1,351万4,000円及び2項包括的支援・任意事業費3,852万4,000円を合わせまして、5,203万8,000円とするものであります。

4款基金積立金につきましては、7万5,000円とするものであります。1項同額であります。

5款公債費につきましては、8万3,000円とするものであります。1項同額であります。

6款諸支出金につきましては、20万円とするものであります。1項同額であります。

7款予備費につきましては、10万円とするものであります。1項同額であります。

これによりまして、歳出予算の合計を15億352万7,000円とし、歳入歳出同額とするものであります。

また、予算の詳細につきましては、別冊赤番7、平成25年度遠軽町予算に関する資料、事業別予算説明書335及び336ページに資料を添付しておりますので、御参照願います。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） 議案第20号平成25年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算について御説明いたします。

平成25年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ649万8,000円と定めるものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」により御説明いたします。

地方債につきましては、「第2表地方債」により御説明いたします。

一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項による借り入れの最高額を200万円と定めるものであります。

個排の1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算、歳入から御説明いたします。

1、歳入。

1款分担金及び負担金につきましては、5万円とするものであります。1項同額であります。

2款使用料及び手数料につきましては、1項使用料72万2,000円及び2項手数料2,000円を合わせまして、72万4,000円とするものであります。

3款繰入金につきましては、352万2,000円とするものであります。1項同額であります。

4款繰越金につきましては、1,000円とするものであります。1項同額でありま

《平成25年3月11日》

す。

5款諸収入につきましては、1,000円とするものであります。1項同額であります。

6款町債につきましては、220万円とするものであります。1項同額であります。

これによりまして、歳入合計を649万8,000円とするものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

2、歳出。

1款個別排水処理費につきましては、453万6,000円とするものであります。1項同額であります。

2款公債費につきましては、191万2,000円とするものであります。1項同額であります。

3款予備費につきましては、5万円とするものであります。1項同額であります。

これによりまして、歳出合計を649万8,000円とし、歳入歳出同額とするものであります。

次に、3ページの第2表、地方債について御説明いたします。

地方債につきましては、個別排水処理施設整備事業の限度額を220万円とするものであります。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりであります。

また、予算の詳細につきましては、別冊赤番7、平成25年度遠軽町予算に関する資料、事業別予算説明書337ページに資料を添付しておりますので、御参照願います。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 太田財政課長。

○財政課長（太田 守君） 議案第21号平成25年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計予算について御説明いたします。

平成25年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ841万6,000円と定めるものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」により御説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算の歳入から御説明いたします。

1款繰入金につきましては、841万6,000円とするものであります。1項同額であります。

これによりまして、歳入合計を841万6,000円とするものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

1款公債費につきましては、841万6,000円とするものであります。1項同額で

《平成25年3月11日》

あります。

これによりまして、歳出合計を841万6,000円とし、歳入歳出同額とするものがあります。

事業の内容につきましては、赤番7、平成25年度遠軽町予算に関する資料、事業別予算説明書338ページを参照願います。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 岸野水道課長。

○水道課長（岸野博美君） 議案第22号平成25年度遠軽町水道事業会計予算について御説明いたします。

別紙、赤番6の遠軽町企業会計予算の1ページをお開き願います。

平成25年度遠軽町水道事業会計予算は、第2条におきまして、業務の予定量は、給水戸数を9,564戸とし、年間給水量は179万4,699立方メートル、1日平均給水量は4,917立方メートル及び主要な建設改良工事をテレメーター更新工事、無停電電源装置蓄電池更新工事、水道管布設替工事と定めるものであります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものであります。

収入につきましては、第1款水道事業収益を4億6,776万9,000円とし、第1項営業収益に4億6,539万1,000円及び第2項営業外収益に237万8,000円を計上したものであります。

支出につきましては、第1款水道事業費用を4億7,467万6,000円とし、第1項営業費用に4億2,250万1,000円、第2項営業外費用に4,867万5,000円、第3項特別損失に50万円及び第4項予備費に300万円を計上したものであります。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億6,675万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億1,195万5,000円、当年度分損益勘定留保資金1億5,062万6,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額417万2,000円で補填するものであります。

収入につきましては、第1款資本的収入を844万9,000円とし、第1項他会計補助金に834万9,000円及び第2項分担金に10万円を計上したものであります。

支出につきましては、第1款資本的支出を2億7,520万2,000円とし、第1項建設改良費に1億7,056万2,000円、第2項企業債償還金に1億264万円及び第3項予備費に200万円を計上したものであります。

第5条は、一時借入金の限度額を2億円と定めるものであります。

第6条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるもので、職員給与費を8,894万8,000円とするものであります。

第7条は、他会計からの補助金を定めるもので、水道事業の企業債償還に充てるため、一般会計からの繰入金は1,061万5,000円とするものであります。

《平成25年3月11日》

第8条は、棚卸資産の購入限度額を3,860万円と定めるものであります。

3ページの実施計画以降の説明は省略させていただきますので、後ほどお目通し願います。

次に、主な事業について御説明いたします。

別紙赤番8の平成25年度遠軽町予算に関する資料、工事関係説明書の36ページをお開き願います。

この図は、水道事業の水道管布設替工事の位置図であります。

図面①番は、学田団地水道管布設替工事でありまして、石綿管を更新するものであります。

工事内容であります。管種は水道配水用ポリエチレン管、口径は150ミリ、延長275メートルを布設替するものです。

次に、39ページをお開きください。

図面⑤番であります。白滝浄水場配水管等改修工事でありまして、排水流動計の取替に伴うバイパス管布設及び排水流量計更新工事であります。

工事の内容であります。バイパス管は鋳鉄管、口径は75ミリ、延長16メートルを布設し、排水流量計を更新するものであります。

その他の工事箇所につきましては、位置図に凡例を記載しておりますので、御参照願います。

また、その他の事業内容につきましては、別紙、赤番7の平成25年度遠軽町予算に関する資料、事業別予算説明書339ページから340ページを御参照願います。

続きまして、議案第23号平成25年度遠軽町下水道事業会計予算について御説明いたします。

企業会計予算の26ページをお開き願います。

平成25年度遠軽町下水道事業会計予算は、第2条におきまして、業務の予定量は排水戸数を6,380戸とし、年間有収水量は130万8,474立方メートル、1日平均有収水量は3,585立方メートル及び主要な建設改良工事を下水処理センター建設工事（電気）、公共下水道管渠工事と定めるものであります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものであります。

なお、雨水処理に要する費用の財源に充てるため、企業債2,980万円を借り入れるものであります。

収入につきましては、第1款下水道事業収益を8億2,904万4,000円とし、第1項営業収益に3億9,598万9,000円及び第2項営業外収益に4億3,305万5,000円を計上したものであります。

支出につきましては、第1款下水道事業費用を8億1,224万8,000円とし、第1項営業費用に6億8,168万円、第2項営業外費用に1億2,756万8,000円、第3項特別損失に100万円及び第4項予備費に200万円を計上したものであります。

《平成25年3月11日》

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億7,958万5,000円は、当年度分損益勘定留保資金4億4,850万円、繰越利益剰余金処分量2,888万7,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額219万8,000円で補填するものであります。

収入につきましては、第1款資本的収入を3億9,101万6,000円とし、第1項企業債に1億6,380万円、第2項国庫補助金に1億4,300万円、第3項他会計補助金に5,073万3,000円、第4項工事負担金に2,820万円及び第5項分担金及び負担金に528万3,000円を計上したものであります。

支出につきましては、第1款資本的支出を8億7,060万1,000円とし、第1項建設改良費に3億7,724万1,000円、第2項企業債償還金に4億9,136万円及び第3項予備費に200万円を計上したものであります。

第5条は、債務負担行為でありまして、水洗化等工事資金利子補給（平成25年度融資分）といたしまして、期間を平成25年度から平成30年度までとし、限度額については借入期間中における融資残高に対する利子相当額とするものであります。

第6条は、企業債でありまして、公共下水道整備事業の限度額を1億6,380万円及び下水道事業債（特別措置分）の限度額を2,980万円と定めるものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりであります。

第7条は、一時借入金の限度額を3億5,000万円と定めるものであります。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるもので、職員給与費を5,526万9,000円とするものであります。

第9条は、他会計からの補助金を定めるもので、下水道事業の建設事業費及び汚水処理費等の支払いに充てるため、一般会計からの繰入金は4億8,377万8,000円とするものであります。

29ページの実施計画以降の説明は省略させていただきますので、後ほどお目通し願います。

次に、主な事業について御説明いたします。

赤番8、平成25年度遠軽町予算に関する資料、工事関係説明資料の40ページをお開き願います。

この図は、遠軽下水処理センター建設工事と遠軽処理区の公共下水道管渠工事の位置図であります。

図面①は、遠軽下水処理センター建設工事（電気）でありまして、工事内容は自家用発電機設備を新設するものであります。

工事箇所は、次のページの下水処理センター平面図管理棟1階の斜線で示している箇所に設置するものであります。

公共下水道管渠工事の主な箇所は、図面②の寿線8号通公共下水道工事であります。

《平成25年3月11日》

工事内容は、汚水管口径150ミリ、延長150メートル、雨水管口径300から400ミリ、延長150メートルを布設するものであります。

その他の工事箇所につきましては、位置図に凡例を記載しておりますので御参照願います。

その他の事業内容につきましては、別紙、赤番7の平成25年度遠軽町予算に関する資料、事業別予算説明書341ページから342ページを御参照願います。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 以上をもって、予算の説明を終わります。

◎予算審査特別委員会設置の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りいたします。

平成25年度各会計予算8件につきましては、議長を除く全議員による予算審査特別委員会を設置し、その委員会に付託し、会期中の審査とすることにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、議長を除く全議員による予算審査特別委員会を設置し、この委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

本日の会議は、会議の都合によって時間を延長します。

暫時休憩します。

午後 4時49分 休憩

午後 5時18分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に予算審査特別委員会が開催され、委員長に山田議員、副委員長に高橋義詔議員が選出されましたので、御報告いたします。

◎延会の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

本日の会議は、これをもって延会といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本日は、これをもって延会とすることに決定いたしました。

◎延会の議決

《平成25年3月11日》

○議長（前田篤秀君） 本日は、これをもって延会といたします。

午後 5時18分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議	長	為田篤秀	
署	名	議員	清野嘉之
署	名	議員	松本信一